

基本目標 1

佐賀県地域福祉支援計画Ver.5 取組状況等

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① 人にやさしいまちづくりの推進		県民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、言葉や文化などの違いにかかわらず、みんなの多様性を価値として尊重する、設備面のバリアフリーだけでなく、人によるサポートも含めた、佐賀らしい、やさしさのカタチを広げていきます。	<1>人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」の推進	<1>従前の「人にやさしいまちづくり推進事業」「人にやさしい建物づくり事業」に加えて、「さがらしい、やさしさのカタチ「さがすたいる」」を広めるため、H30から「さがすたいる推進事業」、R1から「さがすたいるプラス事業」を実施。R4に「さがすたいるプラス事業」を「さがすたいる推進事業」に統合。	引き続き実施する	県民協働課、男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和対策課
			<2>「さがすたいる」の認知拡大のためのプロモーション	<2>さがすたいる推進のための専任職員(会計年度任用職員)1名を配置し、県内の店舗・施設を周り、さがすたいる倶楽部の営業活動を実施。「さがすたいるウェブサイト」のコンテンツを充実させ、積極的に情報を発信。	引き続き実施する	
			<3>「さがすたいる」の理解促進のための出前出張	<3>県内の小中高等学校、公民館などで「UD出前講座」を実施。店舗・施設を対象とした「さがすたいるゼミ」を実施。(R1:1回、R2:1回、R3:5回、R4:4回)	引き続き実施する	
			<4>様々な困りごとを抱える当事者の理解を深める機会の創出	<4>当事者を含むトークセッションなど交流イベントを実施。(R1:3回、R2:3回、R3:2回、R4:3回)	引き続き実施する	
			<5>LGBTsに関する相談窓口の設置や理解促進のための広報啓発	<5>[男女課] LGBTsに関する相談窓口の設置 [人権・同和対策課] ・LGBTsに関する相談窓口(人権総合談)対応 ・性的指向・性自認等の理解促進を図るため講演会や研修会の開催、出前講座を実施。 ・啓発資料配布、県庁職員向けeラーニング教材作成 ・佐賀県パートナーシップ宣誓制度の運営	[男女課] 継続して相談窓口を設置する [人権・同和対策課] ・引き続き相談窓口対応を実施する。 ・引き続き性的指向・性自認等の理解促進のため、引き続き講演会や研修会の開催、出前講座を実施する。 ・引き続き、啓発資料配布等県民向け啓発を行う。 ・引き続き佐賀県パートナーシップ宣誓制度を実施する。	
② 多様性を		誰もが気軽に安心して外出できるよう、県内店舗のバリアフリー化等の環境整備、パーキングパーミットの推進、歩道等	<1>パーキングパーミットの推進	<1>新規協力施設の追加に向けては、新規施設への電話での依頼等で協力施設の増加を目指した。 ・不適正利用対策としては、利用証や利用証発行者に対する制度説明用チラシのデザイン変更を行い、不適正利用の抑制及び制度の普及啓発を図った。	・パーキングパーミットについては、不適正駐車がなくならないことから普及啓発をさらに充実させるとともに、利用証未返却者への督促を継続していく。 ・プラスワンスペースについても、施設への調査・営業を行い増やしていきたい。	県民協

へての人が、活躍できる、出番のある街づくり	受け入れる移動環境づくりの推進	のユニバーサルデザイン化などに取り組み、多様性を受け入れる移動環境づくりを推進します。	<2>公共施設(飲食店、宿泊施設、観光施設、公民館等)のUD化に関する相談窓口の設置	<2>佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターに相談窓口業務を委託して実施。	引き続き実施する	働課、社会福祉課、道路課
			<3>補助金を活用した県内店舗のバリアフリー化等の環境整備の支援	<3>R1に新たな補助制度(さがすたいるプラス補助金、補助率1/2・補助上限50万円)を創設。R1は28店舗に対して約750万円、R2は29店舗に対して約830万円、R3は27店舗に対して約840万円、R4は33店舗に対して約920万円を補助。	引き続き実施する	
			<4>歩道等のユニバーサルデザイン化	<4>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を踏まえた競技施設周辺の歩道等のUD化を図るため対策を実施。	引き続き、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を踏まえた競技施設周辺の歩道等のUD化を推進するため対策を継続する。	
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	③ 身近な移動手段の確保に向けた取組	多様なニーズに対応し、高齢者や障害者など誰もが、移動しやすい地域となるよう、市町等による多様な移動手段の確保の取組を支援していきます。	<1>地域における多様な移動手段の確保の取組への支援	<1>地域交通の見直しに取り組む市町や地域に対し、地域の実情に合わせた移動手段確保の検討・見直し等の支援を行った。また、市町の交通担当職員を対象とした研修会を3回実施し、地域交通の見直しや利用促進に向けた機運を高めた。	引き続き、地域交通の見直しに取り組む市町や地域を支援し、市町職員とともに現場に入り、地域のニーズを細やかに把握して見直しを促進することにより、成功事例を創出し、県内の他地域への展開に繋げていく。	さが創生推進課、交通政策課
		<2>自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の取組への支援	<2>登録団体への県独自のヒアリングを実施しており、制度に関するアドバイスや運送を行う中での悩みや課題の聞き取り等を行っている。	引き続き、ヒアリングや福祉有償運送運営協議会等の機会を通じて、実施団体が直面している困り事や課題を把握し、実施団体が継続的に活動ができる体制づくりを支援していく。		
		<3>UDタクシーの台数を令和5年度までに100台以上にする	<3>令和4年度は3事業者10台に対して補助を行い、導入の促進を図った。(半導体不足により5事業者12台分の納車が遅れている。)	目標達成に向け、令和5年度まで引き続き導入を進める事業者への補助を実施する。		
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	④ 人権教育・啓	県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現を目指します	<1>「佐賀県人権教育・啓発基本方針(第二次改訂)」に沿った各分野における人権啓発の推進	<1>人権に関する新しい条例を制定 <2>ふれあい人権フェスタの開催など、創意工夫をこらした啓発事業を実施したことにより、県民が人権問題について考える効果的な機会を提供した。	・新しい条例制定に伴い、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の改定を予定。 ・県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、引き続き各種講演会や研修会の開催、新聞・テレビ等による教育・啓発活動に取り組んでいく。	人権・課同和対策

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑤ 障害者に対する理解の普及・啓発	障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指し、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」やヘルプマーク等の普及を通じた障害及び障害者に対する県民の理解啓発、各種イベント等を通じた交流の促進を図ります。	<1>スマイルフェスタ(精神保健福祉大会)	<1>精神科病院、障害者施設による作品展示、マルシェ、ビデオメッセージ放映を実施	一般県民の参加促進のため開催方法を検討し、開催を継続する。	障害福祉課
		<2>小・中・高校・専修学校への障害者理解のための課外授業	<2>県内小・中・高等学校・専修学校における障害の理解啓発にかかる課外授業の実施	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き課外授業に取り組んでいく。	
		<3>心の輪を広げる作文・ポスター事業	<3>内閣府との共催で、県内各学校に対し心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクールの作品を募集し、表彰式の実施	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き作品の募集、表彰を行っていく。	
		<4>障害者関係団体のイベント等の情報配信	<4>県HPにおいて障害者団体等関連イベントの情報を掲載	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き情報の掲載を行っていく。	
		<5>障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例やヘルプマークの普及啓発	<5>出前講座による普及啓発の実施の他、市町や障害者団体・事業所、医療機関等へのヘルプマークのチラシ・ポスターの配布	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き、取組を推進していく。	
⑥ 誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり	認知症や独り暮らしの高齢者等をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域住民やCSO、ボランティア等が参加・協働し、様々な生活支援サービスを提供していく地域の拠点が求められています。また、高齢者や障害者などが自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、いつまでも誰かの役に立ちたいという思いを実現することが重要です。このような視点から「地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)」について、これまで以上に地域の拠点として定着するよう、小学校区に1箇所の設置を目指すとともに、今後は特に高齢者や障害者、子供など誰もが利用できる「ぬくもいホーム」を増やしていきます。地域の特性を活かしながら、利用者ができる範囲で役割を分担し、お互いに支え合うことにより、その地域に住むすべての人に「出番」のある拠点づくりを推進します。	<1>「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談及び補助の充実	<1>・地域共生ステーションに関する相談対応16件。 ・各施設あて事業に関する情報を発信7回。	適宜、地域共生ステーションの開設等に関する相談等に対応する	社会福祉課
		<2>研修や個別指導による質の向上や人材確保に関する支援	<2>・アドバイザー派遣による地域共生ステーション施設訪問5回 ・地域共生ステーションの経営者や従事者に研修10回 ・地域住民に対する養成講座5回	・地域共生ステーションへの訪問5回程度 ・経営者や従事者に対する研修10回 ・地域住民に対する養成講座4回	
		<3>地域共生社会実現についての普及啓発	<3>・地域住民に対して、生活支援サポーターの養成研修や担い手養成講座を5回行った。 ・地域共生ステーションにおいて地域づくりやすけあいの一環として、また介護予防・日常生活支援総合事業など、独自の生活支援サービス等を実施している事業所の取組を佐賀県地域共生ステーションパンフレットとして、施設訪問時や研修、養成講座を開催した際に配布した。	・地域共生ステーションへの訪問5回程度 ・経営者や従事者に対する研修10回 ・地域住民に対する養成講座4回	

(1) 高齢者・障害者・難病患者などすべて

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑦ 高齢者の地域社会での活動促進	市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携して、意欲ある元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として、地域とのつながりを持ち、生き生きと活動できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。	<1>老人クラブが行う地域活動への支援	<1>2022年度は、前年度に作成したマスコットキャラクターを使用したトートバッグとクリアファイルを作成し、研修会や講座の際に使用する等、県民に老人クラブ活動への理解と協力をPRするとともに、新規会員の獲得を図る活動を行った。	老人クラブの活動が「面白そう」、「地域貢献できる活動をやってみよう」と感じさせるような活動のPR事業に精力的に取り組む。また、県内で特色のある活動を実施しているクラブを取り上げ、PRすることで、活動を広く周知し、会員増を図る。	長寿社会課
		<2>サポーターさがなど高齢者が行うボランティア活動への支援	<2>ポイント対象施設(受入施設)等の拡充について関係団体と調整を行った。	今後も継続してポイント対象施設等の拡充するよう保険者に働きかける。	
		<3>ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援	<3>2022年度は、県広報誌や、かちかちPress「サガラほ」での広報等を行った。コロナ禍で、学校生活が従来より制限されていたが、R5年度入学者数は過去最多となった。	今後も、学生が安心して講義を受講できるよう、必要な感染予防対策に努めると同時に、魅力ある大学(講義)づくりになるよう支援する。	
		【R4新規】 <4>ゆめさがアシストセンターの設置による、ゆめさがが大学卒業生等の地域社会での活躍を支援	ゆめさがが大学を卒業し、地域活動を行って団体・グループ等を支援するアシストセンターを設置し、団体・グループ等の活動継続のためのコーディネートなどを行った。	今後も引き続き、地域活動やボランティアのニーズの情報提供、活躍の場のマッチングなど、活動を継続していくための支援を行う。	
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑧ パラ推進スポーツの	年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組めます。	<1>障がい者がスポーツに親しむ機会の充実	<1>R4年度に実施したパラスポーツ実施率調査により、「日常的にスポーツに親しまれている」障がい者の割合は「40.3%」であった。 <2>H30～R4年度において、パラスポーツ教室・パラスポーツ体験教室を計608回開催し、延べ9,135人の参加があった。	引き続きパラスポーツ教室・パラスポーツ体験教室を開催し、障がい者がスポーツに親しむ機会を提供する。 スポーツ教室の導入において、事業所単独でも取り組みやすいメニューを取り入れるなど工夫する。	スポーツ課
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑨ 障害のある人の芸術文化活動の支援	障害のある人が文化芸術活動を通じて社会に参加し、社うがいのあるなしに関わらず、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな暮らしが実現できるよう、障害のある人の文化芸術活動を支援します。	<1>障害者芸術文化活動普及支援事業(障害者芸術文化活動支援センターの設置、相談支援、人材育成、ネットワークづくり、展覧会の開催等)	<1>障害者芸術文化活動支援センターの運営支援を行った。	R5年度以降も継続を目指す。	文化課
		<2>障害者文化芸術作品展(障害のある方の創作した作品の展示)	<2>令和4年12月に第22回佐賀県障がい者文化芸術作品展を開催した。	R5年度以降も開催継続を目指す。	
		<R3新規> (3)関係するアート展の開催	<3>令和4年7月から令和4年8月にかけて関係するアート展vol.2～心が震えるほど愛おしいと感じたことはありますか～を開催した。	R5年度以降も開催継続を目指す。	

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① 高齢者の社会参加の推進		市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携して、意欲ある元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として社会参加・社会復帰できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。	<1>老人クラブが行う地域活動への支援(再掲)	<1>2022年度は、前年度に作成したマスコットキャラクターを使用したトートバッグとクリアファイルを作成し、研修会や講座の際に使用する等、県民に老人クラブ活動への理解と協力をPRするとともに、新規会員の獲得を図る活動を行った。	老人クラブの活動が「面白そう」、「地域貢献できる活動をやってみよう」と感じさせるような活動のPR事業に精力的に取り組む。また、県内で特色のある活動を実施しているクラブを取り上げ、PRすることで、活動を広く周知し、会員増を図る。	長寿社会課(再掲)
			<2>サポーターさがなど高齢者が行うボランティア活動への支援(再掲)	<2>ポイント対象施設(受入施設)等の拡充について関係団体と調整を行った。	今後も継続してポイント対象施設等の拡充するよう保険者に働きかける。	
			<3>ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援(再掲)	<3>2022年度は、県広報誌や、かちかちPress「さがらぼ」での広報等を行った。コロナ禍で、学校生活が従来より制限されていたが、R5年度入学者数は過去最多となった。	今後も、学生が安心して講義を受講できるよう、必要な感染予防対策に努めると同時に、魅力ある大学(講義)づくりになるよう支援する。	
			【R4新規】 <4>ゆめさがアシストセンターの設置による、ゆめさがが大学卒業生等の地域社会での活躍を支援(再掲)	ゆめさがが大学を卒業し、地域活動を行って団体・グループ等を支援するアシストセンターを設置し、団体・グループ等の活動継続のためのコーディネートなどを行った。	今後も引き続き、地域活動やボランティアのニーズの情報提供、活躍の場のマッチングなど、活動を継続していくための支援を行う。	
② 難病患者の就労支援		就労意欲のある難病患者が地域で自立した生活が送れるようになるために、佐賀県難病相談支援センターの就労支援員によるきめ細やかな支援を行います。また、難病患者の雇用について事業者が偏見を持たず、就労する際に必要な配慮を受けられるなど、難病患者が就労しやすい環境づくりのために、難病に対する理解啓発や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やします。	<1>就労支援員によるきめ細やかな支援 就労意欲のある難病患者への就職相談 既就労者への継続就労へのフォロー 難病患者就労支援事業所の開拓 レッツ・チャレンジ雇用制度	<1>就労意欲のある難病患者が地域で自立した生活が送れるようになるために、佐賀県難病相談支援センターの就労支援員によるきめ細やかな支援を行い、ハローワークと相談しながら、本人の自己決定を促した。また、難病患者の就労環境を整えるため、難病に対する理解や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やすべく、企業訪問を行った。	今後も引き続き、難病患者が就労しやすい環境をつくるため、関係機関との連携や協力をしたい。	健康福祉課 社政課 支援室 障害福祉課
			③ 難病患者の就労支援	<2>企業開拓及び普及啓発	<2>難病患者就職支援登録事業所に登録を促す際に、難病患者の特性や就労時の困りごと、配慮してほしいことなどを説明し、普及啓発をした。	
③ 難病患者の就労支援		難病患者の雇用について事業者が偏見を持たず、就労する際に必要な配慮を受けられるなど、難病患者が就労しやすい環境づくりのために、難病に対する理解啓発や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やします。	<1>難病患者就職支援事業所登録	<1>難病患者就職支援登録事業所の事業所開拓を行ったことにより、登録事業所数は105事業所となり、前年より増加した。	引き続き、登録事業所数の増加を目指して企業訪問を行い、登録事業所の増加を目指す。	健康福祉課 社政課
			<2>企業開拓及び普及啓発	<2>難病患者就職支援登録事業所に登録を促す際に、難病患者の特性や就労時の困りごと、配慮してほしいことなどを説明し、普及啓発をした。	今後も、難病患者が就労しやすい環境づくりのために、難病に対する理解啓発や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする事業所を訪問するなどして、企業開拓と普及啓発に努めたい。	

(2) 高齢者・障害者・難病患者・

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
④ 福祉施設から一般就労への移行促進	障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、障害者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援します。	〈1〉障害者就労支援コーディネーターのハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの連携による就労支援	〈1〉障害者就労支援コーディネーター等による障害者と企業とのマッチング支援や職業訓練、障害者就業・生活支援センター、労働、福祉、教育、医療等関係機関との連携により、障害者の就労を支援した。	引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの連携による就労支援に取り組む。	障害福祉課
		〈2〉障害者就業生活支援センター、労働、福祉、教育等の関係機関との連携による、就業面と生活面での一体的な職場定着支援	〈2〉障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、就労移行支援事業所等の関係機関との連携による、就業面と生活面での一体的な職場定着を支援した。生活面に課題があり支援が必要な例が増えている。	引き続き障害者就業・生活支援センター、労働、福祉、教育等の関係機関との連携による、就業面と生活面での一体的な職場定着支援に取り組む。	
		〈3〉障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援	〈3〉就労移行支援事業所を訪問等し、一般就労を希望する利用者の情報共有、公共職業訓練の紹介や一般就労に向けた支援をサポートした。	関係機関と連携しながら、引き続き障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援に取り組む。	
⑤ 特別支援教育の推進における進路支援等と連携の整備	特別支援学校における生徒の職業自立を推進するために、企業等との協働推進体制を強化することにより、企業等のニーズに応じた指導の在り方を取り入れながら、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。また、各学校で策定したキャリア教育全体計画に基づいて、小・中・高等部の一貫性やキャリア教育の系統性を踏まえた授業実践の充実を図ります。	〈1〉企業等との連携の充実	〈1〉特別支援学校就労支援連絡協議会及び就労支援フォーラムの実施及びサポーター企業登録制度、パートナーシップオフィスの表彰等により学校と企業との協働強化を図っている。	就労支援フォーラムへの参加企業、パートナーシップオフィスの登録企業の拡充を図るなど今後も、企業等との協働強化を図る。	教育振興課（特別支援教育室）
		〈2〉進路支援体制に係る校内体制の整備	〈2〉ジョブティーチャーによる作業学習、企業現場での作業学習や就業体験、教職員の企業等体験研修、就労支援コーディネーターの活用等により企業との協働による進路支援体制の強化に取り組む。	事業を継続し、より多くの企業等との関係強化を図り、特別支援学校の進路支援体制の更なる充実を図る。	
		〈3〉キャリア教育に係る取組の充実	〈3〉地域企業等と連携して策定した「キャリア教育全体計画」に基づき、教育課程及び年間指導計画等の検討を行い、小・中・高等部の12年間で一貫した教育の充実を図っている。	地域企業等のニーズ及び社会情勢を背景としてキャリア教育全体計画の見直しを図るとともに、今後も学校教育全体を通じた組織的かつ計画的な指導の充実を図る。	
⑥ 障害者の働く場	事業者に対し障害についての理解啓発を進めるとともに、法定雇用率未達成事業所への訪問による働きかけなどにより、障害者の働く場の確保を図ります。	〈1〉障害者就労支援コーディネーターによる未達成企業への効果的な働きかけ	〈1〉ハローワークとの連携により未達成企業への重点的な訪問等を通じ、企業への理解促進を図った。	引き続き未達成企業への訪問等による働きかけを行うとともに、令和3年3月1日から新たに対象企業となった企業に対する情報収集等に取り組み、企業の障害者雇用の促進に努める。	障害福祉課
		〈2〉ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関との連携強化	〈2〉ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関と訪問や会議等を通して随時必要な情報を共有した。	引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関との連携強化に努める。	

の確保		<p><3>レッツ・チャレンジ雇用事業による社会的弱者（障害者、難病患者、DV被害者、刑務所出所者など）に対する知識・技能の習得とあわせた就業の機会の提供</p>	<p><3>R3年度は雇用委託実績なし</p>	<p>引き続き関係機関との連携等により支援対象者の掘り起こしを図るとともに、支援対象者に対して知識・技能の習得とあわせた就業の機会の提供を行うための企業開拓等に努める。</p>	
<p>⑦ひとり親家庭の自立に向けて就業を両立させるための支援、安心して子育てと就業を両立させるための支援</p>	<p>ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるために、子育てしている現状に合った仕事（職場）を探すサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組みます。</p>	<p><1>母子家庭等就業・自立支援センター事業</p>	<p><1>ハローワークの求人案内や求職者支援訓練の案内等を行う就業相談事業により就労を支援している。</p>	<p>更なる事業周知を努め、事業を継続実施</p>	<p>こども家庭課</p>
	<p><2>母子・父子自立支援プログラム策定事業</p>	<p><2>個々の受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就労支援を行っている。</p>	<p>更なる事業周知を努め、事業を継続実施</p>		
	<p><3>母子家庭等自立支援給付金事業</p>	<p><3>自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により、職業能力の開発や資格取得を支援している。</p>	<p>更なる事業周知を努め、事業を継続実施</p>		
	<p><4>母子・父子寡婦福祉資金貸付事業</p>	<p><4>技能習得資金等の貸付により、事業の開始、就職を支援している。</p>	<p>更なる事業周知を努め、事業を継続実施</p>		
<p>⑧生活保護受給者への就業支援</p>	<p>生活保護を受給されている方のうち働ける方に対しては、ハローワーク等との連携や就労支援員による支援を強化します。</p>	<p><1>ハローワーク等関係機関・団体と福祉事業所との連携強化。就労支援員など専門職の配置の促進</p>	<p><1>ハローワークなど関係機関との連携を図って、被保護者の就労支援プログラム参加を促している。</p>	<p>今後も継続する。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>②高齢者・障害者・難病</p>		<p><1>佐賀県再犯防止推進計画を策定し、施策の検証及び情報共有のために「再犯防止推進協議会」を設置</p>	<p><1>平成31年4月1日に「佐賀県再犯防止推進計画」を策定し同年5月26日に「第1回佐賀県再犯防止推進協議会」を開催した。以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催を見送っていたが、令和5年1月に第2回協議会を開催した。</p>	<p>「佐賀県再犯防止推進協議会」を開催し、関係機関や関係所属との連携を強化し、各種課題における意見交換や検討を行う。</p>	

患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

⑨ 罪を犯した人の社会復帰の促進

佐賀県再犯防止推進計画を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、罪を犯した人たちの社会復帰を進めます。「国、市町及び民間団体との連携強化」、「就労・住居の確保」、「保険医療・福祉サービスの

利用促進」、「学校等と連携した修学支援の実施」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」、「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の6つの重点課題に取り組みます。

<p><2>社会を明るくする運動</p>	<p><2>県内の市町、関係機関、保護司等による佐賀県推進委員会を組織し、委員長である知事から市町代表者に対して、取組への協力依頼ということで、知事メッセージを伝達した。</p>	<p>今後も継続して行う。</p>
<p><3>更生保護協会への活動費補助</p>	<p><3>更生保護法人佐賀県更生保護協会に対し、補助金の交付を行った。</p>	<p>更生保護法人佐賀県更生保護協会への補助金交付を続けていく。</p>
<p><4>佐賀県地域生活定着支援センターによる支援</p>	<p><4>矯正施設に入所する障害者等が出所後に必要な福祉サービスを受けられるよう支援を行っている。</p>	<p>引き続き、矯正施設に入所する障害者等に対し、コーディネートからフォローアップまでの支援を行っていく。</p>
<p><5>レッツ・チャレンジ雇用事業</p>	<p><5>R4年度は雇用委託実績なし</p>	<p>引き続き関係機関との連携等により支援対象者の掘り起こしを図るとともに、支援対象者に対して知識・技能の習得とあわせて就業の機会の提供を行うための企業開拓等に努める。</p>
<p><6>学校等における非行防止のための相談・支援の充実</p>	<p><6> [学校教育課(生徒支援室)] ・児童生徒及び保護者のいじめや不登校などの悩み事に関する電話相談事業として「心のテレホン」「いじめホットライン」を実施した。併せて、県立中・高・特別支援学校(中高)の生徒対象に専用Webページを開設し、生徒のいじめ等の悩みを相談できるインターネット相談事業を実施した。 ・生徒指導支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門人材を活用し、学校だけでは解決困難な課題への支援及び校内体制の充実を図るために、「いじめ対策等外部人材活用事業」「スクールカウンセラー配置事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施した。 [県警人身安全・少年課] ・学校・警察相互連絡制度に基づき、警察から県内各学校に対する犯罪少年等の連絡を53件実施した。 ・県警採用のスクールサポーター8人が、県内の中学校26校で、校内巡視、発生事案への対応、問題少年に対する声かけ、登下校時間帯の挨拶運動等を行い、学校内外において、学校との情報共有や教職員への指導・助言を行った。</p>	<p>[学校教育課(生徒支援室)] ・児童生徒及び保護者のいじめや不登校などの悩み事に関する電話相談事業として「心のテレホン」「いじめホットライン」を継続して実施する。 ・生徒指導支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門人材を活用し、学校だけでは解決困難な課題への支援及び校内体制の充実を図るために、「いじめ対策等外部人材活用事業」「スクールカウンセラー配置事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」を継続して実施する。 [県警人身安全・少年課] ・刑法犯少年の検挙人員は年々減少しているものの、令和4年中は増加に転じた。しかし、SNS利用に起因する犯罪や児童虐待など、児童・生徒が被害者となる事案が増加傾向にあることを踏まえ、学校・警察相互連絡制度を効果的に活用するなどして、警察と学校との緊密な連携を図る。 ・各学校の情勢等を踏まえ、関係市町の意向を考慮しながら、スクールサポーターを必要な学校に派遣するなど、柔軟な運用を図る。</p>

社会福祉課、こども未来課、障害福祉課、学校教育課(生徒支援室)、県警人身安全・少年課、県警組織犯罪対策

		<p><7>暴力団離脱者の社会復帰や定着のための支援 他</p>	<p><7>暴力団員に対しては、取締り等を通じて暴力団離脱に向けた働きかけを行い、令和4年度中は2人の離脱支援を実施した。 ・事業者に対しては、暴対法施行規則第18条に規定された不当要求防止責任者講習時に、暴力団離脱者の受け入れ企業の賛同を求めた(令和4年度中事業者971人に対して実施)が、受け入れ企業・業種の拡大には至らなかった。 また、受入企業については、1事業者が廃止により登録解除となったことから、これまでの22業者から21業者となった(令和5年3月末21業者)</p>	<p>・全国的な対立抗争の激化に伴い、暴力団排除の気運は高まっているものの、事業者が暴力団離脱者を受け入れることについては、依然として抵抗感が認められる。 今後も引き続き、暴力団離脱者の社会復帰対策の重要性について、今後も粘り強い広報啓発を行い、広く県民の理解を得ることが重要である。</p>	課
--	--	--	--	---	---

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① プラスワン運動の推進	自分も何か行動してみたいという思いを高めた人を、実際に一歩踏み出せる場を提供することにより応援します。また、家庭や職業上の役割のほかに社会的な役割を一つは持つ人を増やし、地域の課題解決を図ることで暮らしの満足度を高めます。	<p><1>市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるボランティア情報の提供</p>	<p><1>CSOポータル等にボランティア情報を掲載することにより、プラスワン活動の推進に努めた。R3から配信先を増やし(Twitter, Instagram)、情報発信を行った。</p>	引き続き実施する	県民協働課
		<p><2>公益財団法人佐賀未来創造基金や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進</p>	<p><2>中間支援組織との連携を通じて、CSOポータルにボランティア情報を掲載することにより、協働してプラスワン活動の推進に努めた。</p>	引き続き実施する	

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
② CSOの活動基盤強化支援 (3) ボランティア	県内のCSO(市民社会組織)が、公益性の高いサービスを自立的に提供できるよう資金調達力の強化に関する支援を行います。	<p><1>CSOの資金調達力の強化支援</p>	<p><1>R1~R3にかけてCSOを対象に、資金調達をはじめ、人材育成・会計・情報発信力の強化にかかる講座を県内3か所の中間支援組織への事業委託を通じて開催した。その後、各中間支援組織で、自発的に講座を開催するようになったため、R4は「さがCSOポータル」で情報を発信するなどの後方支援を実施した。</p>	各中間支援組織で、自発的に講座を開催するようになったため、さがCSOポータルで情報を発信するなどの後方支援を実施する。	県民協働課
		<p><2>市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等による助成金情報の提供</p>	<p><2>「CSOポータル」への掲載を通じて、様々な助成金情報の提供を行った。</p>	引き続き実施する。	
		<p><3>佐賀県ふるさと寄附金(「NPO等を指定したふるさと納税」)の活用</p>	<p><3>NPO等を指定したふるさと納税により、CSOの活動を資金面から後押しした。H30は528百万円、R1は808百万円、R2は983百万円、R3は911百万円、R4は721百万円の寄附金を集めた。</p>	引き続き実施する。	

IA活動、CSO活動の促進		<4>佐賀CSOさいごう事業の推進	<4>H31における10団体への支援をもって、モデル化の目標を達成したため、事業を終了した。	-		
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	③協働推進社会の	様々な主体との協働社会を目指し、県民、CSO、企業などの協働を進めていきます。	<1>CSOから、県・市町に対する協働事業を受け付け、県・市町とCSOとの協議を踏まえて協働事業を実施する。	<1>提案者と行政とが対話を重ね、公共サービスの担い手の多様化を図る取組を推進した結果、R1は県市町に9件の提案があり、うち6件が採択、R2は10件の提案に対して10件とも採択、R3は8件の提案に対して8件とも採択、R4は5件の提案に対して4件が採択に至った。	R5からは、CSOのほか企業からの提案も受け付けることとし、引き続き実施する。	県民協働課
	④ボランティア活動の支援	これまで地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層地域福祉の充実を図るためには、今後も地域住民や民間団体の協力、行政や事業者との連携が必要となります。そこで、県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティア活動支援団体が行うボランティア活動の推進を図るための各種事業に協力するとともに、子どもから高齢者まで幅広く地域住民に対して、ボランティア活動への参加を促していくことで、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。	<1>地域福祉振興基金を活用したボランティア活動に関する研修の実施 <2>地域福祉振興基金によるCSO及び民間団体が実施する福祉関係事業への助成 <3>地域のボランティア団体との連携・協力	<1>学童・生徒が幼少者・高齢者・障害者等との交流体験などの福祉体験活動を中心に、ボランティア活動を進めることで、子どもたちがさまざまな人々を自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育むことを目的に市町社協を指定したモデル事業を実施。 <2>地域共生社会づくりの推進に向けた福祉教育の推進、様々な市民活動や福祉ボランティア等、地域福祉の担い手づくりのための取り組みと、ボランティア活動等に対する支援を実施。 <3>県内外の団体や企業等が実施する助成事業等について、各市町社協を通じて情報提供を実施。	引き続き、様々な対象者に向けて実施する。 引き続き実施する。 引き続き実施する。	社会福祉課
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
N(NGCSO)誘	県外で活躍するCSOの誘致により、人材の流入と雇用創出につなげるとともに、県外CSOに事業拡大や新たな事業創出を図ります。	<1>首都圏等のイベントで広報・周知するなどして、県外で活躍するCSOを誘致する	<1>県内CSOや県外コンサル等と協力しながら、県外で活躍しているCSOの誘致に取り組み、R1は1団体、R2は2団体、R3は1団体、R4は1団体の誘致を実現した。	引き続き実施する。	県民協働課	
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
①市町における見直し地域福祉	市町は、地域における高齢者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加促進、包括的な支援体制の整備に関する事項を一体的に定める市町地域福祉計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じて、市町の地域福祉の推進に努め、県は地域福祉支援計画の策定等を通じて支援します。	<1>市町に対する地域福祉計画見直し支援 <2>佐賀県地域福祉支援計画の策定	<1>各市町の地域福祉支援計画の策定状況調査を行った。 <2>佐賀県地域福祉支援計画の進捗状況等の調査を行った。また、次期計画の骨子案を作成し、令和4年度第2回社会福祉審議会において委員の意見聴取を行った。	R5年度も引き続き行う。 令和5年度社会福祉審議会で佐賀県地域福祉支援計画の状況報告及び次期計画策定について審議を行う。	社会福祉課	

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(4) 市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の充実と実践	② 市町社会福祉協議会は、市町の策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じ地域福祉の推進に努めています。また、県社協において地域福祉推進計画の策定を行い、地域福祉の推進に努めています。	<1>未策定市町社協における地域福祉活動計画及び県社協における地域福祉推進計画の策定促進	<1>県社協から、職員会議の際や全市町社協へ実施している個別ミーティング時に地域福祉活動計画の策定や更新を呼びかけている。	各市町の計画策定にあたり支援等を行う。	社会福祉課
	③ 地域における福祉ネットワーク	<1>地域福祉振興基金などを活用したこどもや高齢者の見守り、ボランティア活動、子育て支援など地域主体の事業促進	<1>地域福祉振興基金より、子育て支援や高齢者の集いの場をの開設等を行う11団体に対し、助成金を交付した。	引き続き実施する。	社会福祉課
	④ 民生委員・児童委員活動の充実	<1>「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配布等による情報提供 <2>相談支援能力向上等の各種研修の充実 <3>福祉事務所等行政機関との連携による支援 <4>民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化 <5>市町に対する工夫事例などの情報提供	<1>「民生委員・児童委員の手引き」を令和4年度の一斉改選に合わせ改訂し、委員交代の際に配布を行った。 <2>新任民生委員・児童委員研修会研修会を行い相談支援能力の向上を図った。 <3>市町や福祉事務所を通じて、民生委員・児童委員の意見や問題等を把握し、民生委員活動を的確に支援できるようにしている。 <4>制度について県公報媒体やマスメディアを通して情報を発信した。 ・県の退職者説明会にて資料を配布し、制度の周知をおこなった <5>各市町からの個別の相談に対し、これまでの事例等を参考にし、各市町担当者に情報共有した。 ・制度の周知方法について各市町に照会をかけ、情報収集をおこなった。	・今後も委員交代等の折に配布していく。 ・今後も研修を実施していく。 ・今後も市町や福祉事務所を通じて民生委員・児童委員の意見や問題を聞き、活動を支援できる体制を作っていくたい。 ・制度・活動内容について、今後も県民に対して広報周知を行い、民生委員が活動しやすい環境作りを進める。 ・工夫事例については、今後も収集、情報提供を行い、市町の取り組みの支援になるよう努める。	社会福祉課

基本目標 2

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(1) 対象者別サービス、相談窓口の充	① 介護保険施設等に対する定期的な指導	介護保険施設等に対する定期的な指導において、各サービス毎に定められた人員・施設・運営等の基準を遵守しているかどうかの確認を行い、サービスの質の確保・向上につながるよう努めます。	<1>定期的な集団指導の実施、実施指導の実施	<1>集団指導及び運営指導等を通じ、介護保険施設・事業所のサービスの質の確保・向上につながるよう指導等を行った。	集団指導及び運営指導等を通じ、介護保険施設・事業所のサービスの質の確保・向上につなげる。	長寿社会課
	② 介護相談サービスに充実に努める	介護保険制度が利用者本位の制度として定着するためには、利用者からの苦情に事業所や施設が真摯に対応するとともに、県国民健康保険団体連合会での苦情相談に対する適切かつ迅速な対応が重要となります。県では、市町(保険者)・県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、利用者が安心して介護サービスを受けることができるような体制づくりに努めます。	<1>介護保険施設・事業所や市町(保険者)等を対象とした苦情処理研修会の開催 <2>介護保険施設等に対する実施指導の実施	<1>佐賀県国民健康保険連合会が行う苦情処理業務を支援し、連携して苦情処理業務に取り組んだ。 <2>介護保険施設等に対する運営指導において、苦情相談受付体制の整備を指導した。	佐賀県国民健康保険連合会が行う苦情処理業務を支援し、連携して苦情処理業務に取り組む。 介護保険施設等に対する運営指導において、苦情相談受付体制の整備を指導していく。	長寿社会課
	③ 介護相談員による相談体制の充実に努める	介護相談員による相談体制の充実を促進するため、新たに介護相談員として市町(保険者)に配置される人への研修を実施するなど、利用者が介護サービスを安心して利用できる環境整備に努めます。	<1>介護相談員養成研修の実施	<1>R2年度より介護サービス相談員に名称が変更された。介護サービス相談員研修を実施し、養成を図った。	介護サービス相談員の育成と質の向上のため、必要な知識や技術等の取得を目的とした研修を実施していく。	長寿社会課
	④ 障害福祉サービスの実施	障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりのため、住まいの場であるグループホームの整備や自宅で暮らす障害者の緊急時受け入れ態勢の整備など障害福祉サービスの充実を図ります。	<1> ・就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援(A、B)、就労定着支援)、 ・訪問系サービス(居宅介護や重度訪問介護等) ・日中活動系サービス(生活介護、自立訓練等) ・居住系サービス(グループホーム、ケアホーム) ・施設入所支援 ・計画相談支援・地域相談支援の充実の支援	グループホームや日中活動系事業所を中心に施設設備補助等により事業所設置の支援を行った。サービスの質の向上のため、各種研修を開催した。	身近な地域でサービスを利用できるよう、市町と連携し、事業所の設置の働きかけを行う。	障害福祉課

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
談⑤ 支障 充援害 実体者 制の相 の相	障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう市町の総合相談窓口において専門家が365日対応できる体制の維持に努めます。	<1>市町の相談窓口へ相談支援の知識経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助	<1>全ての総合相談窓口における相談体制を維持・向上させるため、障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行っている。	引き続き、アドバイザー派遣を行うことにより、各総合相談窓口の体制維持・対応力向上に努める。	障害福祉課
談⑥ 機専 能門 的充 実な 実相	地域の問題が深刻化、複雑化する中、県の専門相談機関としての機能の充実のみならず、機関相互のネットワークづくりや地域の相談機関への適切な支援などにより、地域における総合的な相談支援体制の構築を目指します。	<1>保健福祉事務所、総合福祉センター（児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所）、精神保健福祉センター、男女共同参画センターなど専門的相談機関の機能充実と相互ネットワークづくり	-	-	社会福祉課
⑦ 福 祉 サ ー ビ ス の 整 備 の 苦 情 解 決 体 制	県社会福祉協議会内の福祉サービス運営適正化委員会において、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し利用者の権利擁護を図っていきます。	<1>苦情解決制度の広報、普及啓発 <2>福祉サービス運営適正化委員会による相談受付、調査、助言、あっせん等 <3>社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の促進	<1>社協だよりなどによる一般利用者向けの広報、掲示用ポスター及び資料集の作成・配布などによる事業者における苦情解決の促進を図る。 <2>令和2年度は34件、令和3年度は32件、令和4年度は33件の相談に応じた。相談内容によっては、事情調査を行ったり、県へ情報提供を行った。 <3>社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の取組として苦情解決研修会の開催を行った（令和4年度は162名が参加）。	今後も継続して取り組みを行う 今後も継続して取り組みを行う 今後も継続して取り組みを行う	社会福祉課
⑧ 福 祉 サ ー ビ ス の 評 価 の 推 進	福祉サービスの質を向上させ、利用者や地域住民の信頼を得ていくため、自己評価にとどまらず、一定の基準を満たした公正中立な第三者機関による評価を受けることが重要であり、評価調査者の養成を行うとともに、事業への評価制度の普及啓発を行います。また、さが福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、地域と社会福祉法人等の連携を促進し、地域における公益活動（貢献活動）の促進を図ります。	<1>評価調査者の養成研修の実施 <2>事業者及び利用者などに対するさが福祉サービス評価制度の普及啓発 <3>各施設協議会等に対する説明会の実施による受審動奨 <4>受審することのメリットを示すなど受審促進のための取組の工夫	<1>・評価調査者養成研修（3人）及び継続研修（5人）を行った。 <2>関係各課が指導・監査等で施設に行く際にパンフレットの配布を依頼。 <3>令和4年度は県保育会への制度説明・周知による受審動奨は中止。 <4>各課との連携、また評価機関からの周知もお願いしている。受審数は社会的養護施設5件、認定こども園1件であった。	・今後も養成研修、継続研修を行っていく。 ・関係各課との協力による受審奨励を今後も継続していく。 ・各施設協議会等において制度説明・周知の際に受審のメリット等を伝えるようにしており、今後も継続していく。	社会福祉課

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑨ 難病患者の相談窓口生活の充実医療等	難病患者やその家族が安心して相談できるよう、佐賀県難病相談支援センターや各保健福祉事務所における相談体制の充実を図ります。また、難病拠点病院に配置した難病診療連携コーディネーターによる相談対応、医療機関等とのネットワークの強化を進めます。	<1>佐賀県難病相談支援センターによる訪問相談の実施	<1>難病診療連携拠点病院に配置した難病診療連携コーディネーターが、難病患者・家族、関係医療機関からの相談を電話や訪問などで受けており、一つ一つの相談に丁寧に対応している。	難病患者・家族からの相談件数は、前年度は案内リーフレットを配布し一時的に増加したものの、今年度は例年並みで推移し、目標も達成している。一つ一つの相談に対し、引き続き丁寧に対応していきたい。	健康福祉政策課
		<2>保健師など専門職員の配置	<2>難病相談支援センター、難病診療連携コーディネーターともに、保健師を1名(他に看護師等の専門職も配置)ずつ配置している。	引き続き専門職の配置に努め、より複雑化する相談にも対応できるようにしていきたい。	
		<3>難病診療連携コーディネーターによるきめ細やかな相談対応	<3>難病診療連携拠点病院に配置した難病診療連携コーディネーターが、難病患者・家族からの相談に対してきめ細やかに対応した。医療機関等とのネットワークの強化にも努めている。	今後も、難病診療連携コーディネーターが、難病患者・家族の悩みに寄り添い、不安の解消につながるよう努めるとともに、県内の医療機関等との連携を図りたい。	
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑩ 難病患者が利用可能な	平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービスの対象に難病患者が加えられたことから、その対象者及び支援者への丁寧な周知・説明によりサービスの利用促進を図り、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らすことのできる環境づくりを進めます。	<1>佐賀県難病支援センターにおけるサービスの対象となる疾病の周知	<1>リーフレットを使用して、周知に努めた。また、電話等で問合せがあった場合には、丁寧に対応し、情報提供をした。	対象者及び支援者に対し、今後も丁寧な周知・説明に努め、サービスの利用促進を図りたい。	健康福祉政策課
		<2>難病受給者認定の新規・更新手続時におけるサービスの対象となる疾病の周知	<2>リーフレットを窓口を設置する等、周知に努めた。また、電話等で問合せがあった場合には、丁寧に対応し、情報提供をした。	対象者及び支援者に対し、今後も丁寧な周知・説明に努め、サービスの利用促進を図りたい。	
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑪ ひとり親家庭の自立に向けて子育てと就業を両立させるための支援	ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるために、子育てしている現状に合った働き方を見つけるサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組めます。	<1>母子家庭就業・自立支援センター事業による就業相談員の配置	<1>就業相談員を配置し、相談対応・就労支援を実施している。(令和4年度実績:相談回数76回)	今後も引き続き配置し、相談対応・就労支援を行う。	こども家庭課
		<2>母子・父子家庭自立支援プログラム策定事業によるプログラム策定員の配置	<2>プログラム策定員を配置し、就労支援を実施している。(令和4年度実績:就職者14名)	今後も引き続き配置する。	
		<3>ひとり親家庭等相談支援事業による生活相談員の配置	<3>生活相談員を配置し、生活面での支援を実施している。(令和4年度実績:利用件数112件)	今後も引き続き配置する。	
		<4>母子・父子自立支援員研修会の実施	<4>母子・父子自立支援員研修会を令和4年12月13日に開催した。	今後も引き続き実施する。	

(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
⑫ 要保護児童に対する支援	要保護児童に対しては、児童相談所、市町、市町設置の要保護児童対策地域協議会等が密接に連携しながら支援の充実を図ります。	<1>要保護児童対策地域協議会との連携強化	<1>佐賀県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との情報共有、連携強化に努めている。	佐賀県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との情報共有、連携強化に努める。	こども家庭課	
		<2>児童虐待の早期発見、早期対応のための広報・啓発	<2>児童虐待防止月間に大型店での街頭キャンペーンや館内放送、広報誌への掲載を行っている。	児童虐待防止月間に大型店での街頭キャンペーンや館内放送、広報誌への掲載を行う。		
		<3>児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実	<3>NPOに委託して施設を退所したり里親等委託を解除された児童の支援を行っている。	NPOに委託して施設を退所したり里親等委託を解除された児童の支援を行う。		
		<4>里親等家庭養護の推進及び里親制度の普及啓発	<4>里親支援業務の一部を民間委託し、里親制度の普及啓発や効果的なリクルートを行うことで、受け皿の確保を行う。	里親支援業務を民間委託し、里親に寄り添った丁寧な支援に努める。		
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
対⑬ するニ ート、 総合、 強ひき 化なき 支援こ もり制 等に	佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県子ども・若者総合相談センター及びその他支援機関と密接に連携し、ニート、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱えた子ども・若者の総合的な支援体制の強化に努め、更なる社会参加や就労につながるよう取組を推進します。	<1>子ども・若者総合相談センターにおける訪問支援(アウトリーチ)による相談、専門の相談機関へつなげるワンストップの相談サービスの実施	<1>子ども・若者総合相談センターでは、困難を抱える子ども・若者、その家族からの様々な相談にワンストップで対応し、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行い子ども・若者の社会的自立に向けた支援を実施。 R4年度の相談件数は、延べ19,798件。就労支援や学習支援、医療機関との調整など次の支援につないだ対象者は463名。	今後も継続して同様の取組を行う。	こども未来課	
取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① 誰もが地域の 中で (安心)	① 誰もが地域の 中で (安心)	「地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)」について、これまで以上に地域の拠点として定着するよう、小学校区に1箇所の設置を目指すとともに、今後は特に「ぬくもいホーム」を増やし、地域の身近な相談窓口としての機能を持つなど、	<1>「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談等及び転換等補助の充実	<1>・地域共生ステーションに関する相談対応16件。 ・各施設あて事業に関する情報を発信7回。	適宜、地域共生ステーションの開設等に関する相談等に対応する	社会福祉課
			<2>研修や個別指導による質の向上や人材確保に関する支援	<2>・アドバイザー派遣による地域共生ステーション施設訪問5回 ・地域共生ステーションの経営者や従事者に研修10回 ・地域住民に対する養成講座5回	・地域共生ステーションへの訪問5回程度 ・経営者や従事者に対する研修10回 ・地域住民に対する養成講座4回	

掲 げ て 暮 ら せ る 拠 点 づ く	制度によらない柔軟で独自のさーびすを創出・提供することを促進し、地域共生ステーションが地域住民にとってより身近な居場所となるようその取組を推進します。	<3>地域共生社会実現についての普及啓発	<3>・地域住民に対して、生活支援サポーターの養成研修や担い手養成講座を5回行った。 ・地域共生ステーションにおいて地域づくりやすけあいの一環として、また介護予防・日常生活支援総合事業など、独自の生活支援サービス等を実施している事業所の取組を佐賀県地域共生ステーションパンフレットとして、施設訪問時や研修、養成講座を開催した際に配布した。	・地域共生ステーションへの訪問5回程度 ・経営者や従事者に対する研修10回 ・地域住民に対する養成講座4回	(再掲)	
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	② サ ー ビ ス の ユニ バ ー サル デ ザ イ ン 化 の 推 進	高齢者、障害者、外国人、子ども連れの方などすべての人が、満足度の高い適切なサービスを受けられるよう、利用者の特性に配慮したサービスの普及に努めるとともに、県が行うイベント等についてもユニバーサルデザイン化されるように取り組みます。また、誰もが、いつでも、どこでも、必要な情報を迅速かつ正確に入手できるよう、様々な広報媒体を利用してわかりやすい表現や表示に配慮した情報の提供を行います。	<1>要約筆記・手話通訳等の普及	<1> 要約筆記者・手話通訳者の養成講座を行った。	引き続き、要約筆記者・手話通訳者の養成講座を行う。	県 民 協 働 課 、 社 会 福 祉 課 、 障 害 福 祉 課
			<2>広報など情報提供における表現や表示の工夫	<1> 要約筆記者・手話通訳者の養成講座を行った。	引き続き、要約筆記者・手話通訳者の養成講座を行う。	
<3>事業者向けの研修会の開催			<3>店舗・施設を対象とした「さがすたいるゼミ」を実施。(R1:1回、R2:1回、R3:5回、R4:4回)	引き続き実施する。		
<4>イベントづくりサポートブックの周知			<4>庁内に対しては、イントラポータルサイト内「仕事の進め方」に掲載し、庁外向けとして、さがすたいるウェブサイトへも掲載している。 R4年4月に改正を行った。	引き続き庁内外に周知する。		
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
③ 難 病 に 関 する 普 及 啓 発	難病に対する正しい理解を深めるために情報発信を行います。	<1>各保健福祉事務所及び難病相談支援センターによる研修会等の開催	<1>難病に関する正しい理解を促し、難病患者支援に関わる医療従事者等のスキル向上のため、各保健福祉事務所及び難病相談支援センターで、研修会を実施した。	今後も引き続き、地域の特性に応じた研修会を、各保健福祉事務所及び難病相談支援センターで開催したい。	健 康 福 祉 政 策 課	
		取組項目	取組の方向性	具体的取組		取組状況
④ 民		<1>「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配布等による情報提供	<1>「民生委員・児童委員の手引き」を令和4年度の一斉改選に合わせ改訂し、委員交代の際に配布を行った。	今後も委員交代等の折に配布していく。		

(2) 対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援 民生委員・児童委員活動の充実(再掲)	民生委員・児童委員活動の充実(再掲)	県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるために広報活動を行います。さらに、研修等の実施により民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携を強化していきます。	<2>相談支援能力向上等の各種研修の充実	<2>・新任民生委員・児童委員研修会研修会を行い相談支援能力の向上を図った。	・今後も研修を実施していく。	社会福祉課(再掲)
		<3>福祉事務所等行政機関との連携による支援	<3>・市町や福祉事務所を通じて、民生委員・児童委員の意見や問題等を把握し、民生委員活動を的確に支援できるようにしている。	・今後も市町や福祉事務所を通じて民生委員・児童委員の意見を聴き、活動を支援できる体制を作っていく。		
		<4>民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化	<4>・制度について県公報媒体やマスメディアを通して情報を発信した。 ・県の退職者説明会にて資料を配布し、制度の周知をおこなった	・制度・活動内容について、今後も県民に対して広報周知を行い、民生委員が活動しやすい環境作りを進める。		
		<5>市町に対する工夫事例などの情報提供	<5>・各市町からの個別の相談に対し、これまでの事例等を参考にし、各市町担当者に情報共有した。 ・制度の周知方法について各市町に照会をかけ、情報収集をおこなった。	・工夫事例については、今後も収集、情報提供を行い、市町の取り組みの支援になるよう努める。		
		取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	
⑤ 保育の場の確保と充実	(1) 保護者の多様なニーズに応える保育の場の確保待機児童が発生しないよう制度の実施市町との連携し、保育所等の整備や保育士確保に係る支援等を行い、待機児童の解消を図ります。また、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問、障害児への対応等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。 (2) 放課後児童クラブの充実 4年以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。	<1>待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った施設整備等の促進	<1>市町の計画に基づき、保育所や認定こども園の施設整備の支援を行った。(令和4年度創設：認定こども園5)	待機児童の解消に向け、引き続き、市町と連携し受け皿の整備を進める。	こども未来課	
		<2>保育士確保に対する支援	<2>保育補助者や保育支援者の配置など保育士の負担軽減に取り組む施設に対し補助を行った。	引き続き、保育士の負担軽減に取り組む施設に対し支援を行う。		
		<3>保育所における延長保育や幼稚園における預かり保育への支援	<3>保育所や認定こども園が実施する延長保育事業、幼稚園が実施する預かり保育事業に対し補助を行い、必要な保育の確保を行った。	引き続き、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保することで、安心して子育てができる環境を整備していく。		
		<4>病児・病後児保育、延長保育、一時預かり等、市町が行う子育て支援に係る事業の支援	<4>病児保育事業や延長保育事業、一時預かり事業など、市町が地域の実情に応じ実施する「地域子ども子育て支援事業」に対し支援を行った。	引き続き、市町への支援を実施し、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。		
		<5>幼稚園等における障害児を受け入れるための体制整備(人権費等)への支援	<5>障害児を受け入れる幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対し、必要な人件費及び管理経費等に対する補助を行った。	引き続き、障害児を受け入れる幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対し補助を行う。		
		<6>放課後児童クラブの運営や施設整備に係る支援	<6>放課後児童クラブの運営や施設整備の支援を行った。	引き続き、放課後児童クラブの運営や施設整備の支援を行う。		

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑥ 国際化に対する対応	市町等と連携し、外国人住民等が住みやすい環境整備を推進します。	<p>〈1〉市町等と連携した外国人相談体制のネットワーク構築</p>	<p>〈1〉外国人向け相談窓口を機能強化し、令和元年度に総合相談窓口として「さが多文化共生センター」を開設した。21言語で対応で、専任の相談員が必要に応じて地域に出向くアウトリーチ型の相談機能を備えており、関係機関と連携して相談の解決にむけて取り組んでいる。 また、地域での相談窓口としての機能も期待される地域日本語教室の空白地域の解消に向けて市町と連携した取組を行っている。</p>	<p>「さが多文化共生センター」での相談機能を発揮する取組を推進していくとともに、令和3年度から日本語コーディネーターを県に配置している。地域日本語教室の空白地域の解消や既存教室の活動の活発化に向けた取組を推進し、市町や関係機関、地域日本語教室などの支援団体と連携を一面図りながら相談体制の更なる充実化に取り組んでいく。</p>	国際課
		<p>〈2〉防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等</p>	<p>〈2〉多言語、医療通訳など5つの分野でのボランティア登録と当該ボランティアに対する各種事業や日本語指導等の活動の斡旋を行っている(佐賀県国際交流協会への補助事業)。 また、子ども日本語サポーター養成講座、医療通訳サポーター養成講座について内容を拡充し、ボランティア人材の育成も強化している。</p>	<p>引き続き、ボランティアの登録及び人材育成に取り組んでいく。</p>	
		<p>〈3〉市町等との多文化共生のモデル施策の検討</p>	<p>〈3〉令和2年度に県・市町及び県国際交流協会で構成する「佐賀県多文化共生連絡協議会」を設置し、連絡協議を行うことにより相互の有機的な連携及び多文化共生施策への調整等を実施している。</p>	<p>市町の課題や優良事例について共有し、県や市町の多文化共生の施策へ反映し、取組を進めていく。県は地域における外国人と日本人の顔の見える関係づくりを支援していく。</p>	
		<p>〈4〉国際協力事業の推進</p>	<p>〈4〉佐賀県出身JICAボランティアの活動報告「とびだそう！世界へ」を佐賀県ホームページに掲載し、広く県民の国際協力への理解や関心を高め、ひいては、協力隊参加の促進を図った。</p>	<p>引き続き、県民の国際協力への理解や関心を高めるとともに、この取組で得た課題を共有し、フォローアップを行っていく。</p>	
		<p>〈5〉地域等での国際理解講座の実施等</p>	<p>〈5〉学校、公民館、団体等の依頼に応じ、多文化共生理解出前講座や国際協力理解出前講座を実施している(県での直営、佐賀県国際交流協会への補助事業)。</p>	<p>今後も積極的に出前講座等を実施していく。</p>	
		<p>〈6〉外国人住民が急増する中、日ごろから地域の住民同士の顔の見える関係構築を図るため、防災対応に関するモデル事業を行う。参加自治体と共に防災対応・情報伝達等の仕組みを作る。</p>	<p>〈6〉令和2年度に嬉野市においてフォローアップ事業を実施し、災害時の情報伝達の仕組みづくりについて専門家と協議した。</p>	<p>災害時の円滑な情報伝達を推進するため、まずは各地域における外国人と日本人の顔の見える関係づくりの取組を支援していく。</p>	

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助	① 福祉サービス利用援助事業の普及・定着	<p>認知症高齢者など、判断能力が十分ではないために福祉サービス等を適切に利用できない方を支援するため、成年後見制度を補完する仕組みとして、県社会福祉協議会のあんしんサポートセンターにおいて、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを実施します。</p> <p>この事業は、利用者との契約に基づき</p> <p>①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス</p> <p>などの援助を行うものです。この事業の利用を促進するため、県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を図る必要があります。利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発や各種会議棟を通じて福祉関係機関等への周知を図るとともに、成年後見制度などとも連携しながら制度の利用促進を図ります。</p>	<p><1>県社協のあんしんサポートセンターにおける日常生活自立支援事業の実施</p>	<p><1>県社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業を実施し、利用者のニーズに応じた、日常的な金銭管理や通帳等の預かり等により、利用者が自分の意思に基づき、地域で自立した生活を送ることができるよう支援した。</p> <p>日常生活自立支援事業における実績は、令和5年3月末時点で契約締結404件(令和4年度新規契約数91件)、令和4年度:相談19,558件(令和3年度は相談15,197件、契約394件)となっている。</p>	<p>認知症高齢者数増加が予想されている中、本事業のニーズはこれからも増えていくと見込んでいる。今後も継続して取り組みを行う。</p>	社会福祉課
			<p><2>県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携</p>	<p><2>事業案内を新聞広告に掲載した。県社会福祉協議会並びに各市町社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業案内のリーフレットとチラシを作成し、地域包括支援センター等関係支援機関へ配付するとともに、出前講座等により制度利用についての周知を行う。</p>	同上	
			<p><3>利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発</p>	<p><3>同上</p>	同上	
			<p><4>福祉関係機関等への周知</p>	<p><4>県社協の広報紙やホームページにて日常生活自立支援事業の内容を掲載し、広報を行った。</p>	同上	
			<p><5>成年後見制度との連携</p>	<p><5>市町社協職員と権利擁護に関する勉強会を開催するとともに、市町社協を指定し権利擁護に関するモデル事業を実施するなど、成年後見制度が必要な方を制度の利用に繋ぐための支援を行った。</p>	同上	
			<p>成年後見制度利用促進法が成立し、市町は、成年後見制度の利用促進に向けて、関係者の連携ネットワークの構築等の取組を進めることとされました。成年後見制度の利用促進に向けて、市町と関係者との意見交換を踏まえ、体制構築の取組を支援します。また、すべての市町において成年後見制度が適切に実施されるよう、社会福祉士会や弁護士会、司法書士会などの後見業務を行う法律職団体と連携しながら働きかけを行います。</p>	<p><1>成年後見制度の周知(司法・福祉・行政関係者、地域住民等を対象とした研修会の開催)</p>	<p><1>成年後見制度の周知を目的に、司法・福祉・行政関係者、地域住民を対象とした研修会を開催した。</p>	
<p><2>地域連携ネットワークの構築(司法・福祉・行政関係者による協議会の開催)</p>	<p><2>地域連携ネットワークの構築のため、県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、県社会福祉協議会、佐賀家庭裁判所、市町などの情報交換等による連携を図っている。</p>	<p>引き続き、市町を中心に、後見人を支援するため司法・福祉・行政等の関係者によるネットワークの構築を進めていく。</p>				

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(4) 家族と本人のレスパレイト支援	① 重度障害者の推進	在宅で重度障害者を介護する家族の休息のための日中一時支援事業所や短期入所事業所の開設を促進するとともに、レスパレイト入院の普及啓発や医療機関との連携強化を進め利用促進を図ります。	<1>日中一時支援事業所等への運営費補助	<1>補助事業の紹介や活用を働きかけること等により、重度障害者の受入れ可能な事業所の開設を促進している。	受入先拡充に向け、取組を継続していく。	障害福祉課
			<2>医療的ケア児者支援のための協議の場の設置	<2>協議の場として、H29年度から佐賀県医療的ケア児等支援連絡協議会を開催している。また、圏域レベルでも協議の場の設置が進んでいる。	未設置圏域に対し、設置に向けた働きかけを行っている。	
② レスパレイト入院者の推進	在宅で重症難病患者を介護する家族等の休息を確保するため、レスパイト入院の普及啓発や医療機関との連携強化を進め利用促進を図ります。		<1>在宅重症難病患者一時入院(レスパイト)事業の実施	<1>在宅で重症難病患者を介護する家族等の休息を確保するため、レスパイト入院の普及啓発を行い、利用促進を図って事業を実施した。	今後も、レスパイト入院の普及啓発や医療機関との連携強化を進め、利用促進を図りたい。	健康福祉政策課
			<2>難病診療連携コーディネーターによる相談対応や入院先の確保	<2>レスパイト入院の相談があった場合は、難病診療連携コーディネーターが相談を受け、本人の状況調査や入院先の確保を行った。	今後も、本人・家族の状況に応じたレスパイト入院となるよう、相談対応や入院調整をしたい。	
① 行政機関における窓口の総合化		市町や県において、相談を一か所の窓口で受けることのできるワンストップサービスの提供を推進します。また、保健福祉事務所における総合的な相談機能の充実を図ります。	<1>市町における包括的な相談支援体制の整備への支援	<1>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。	今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。	社会福祉課・健康福祉政策課
			<2>行政の窓口(旧さが元気ひろば)の取組	<2>来庁者がそこで総合的に相談できるよう、行政の窓口(旧行政の窓口(旧さが元気ひろば))を設置している。「さが現場の声を大切に、想いをつなぐ懇談会」等、現場の意見を拾い、行政がバックアップしていく仕組みづくりを目指している。	引き続き継続	
			<3>保健福祉事務所における総合的な相談機能の充実	<3>「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会」等、現場の意見を拾い、行政がバックアップしていく仕組みづくりを目指している。	引き続き継続	
② 支援体制の充実(再掲)		障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう市町の総合相談窓口において専門家が365日対応できる体制の維持に努めます。	<1>市町の総合相談窓口へ相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助	<1>全ての総合相談窓口における相談体制を維持・向上させるため、障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行っている。	引き続き、アドバイザー派遣を行うことにより、各総合相談窓口の体制維持・対応力向上に努める。	障害福祉課(再掲)

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
③ 医療に病患に関する相談窓口の生活及び強化	県外で開催される難病相談員向け研修会へ派遣するなどして、相談員としての資質向上を図ります。また、臨床心理士による相談を開催するとともに、医師やハローワーク等との連携強化を図ります。	<1>難病相談センター相談員のスキルアップ	<1>相談員の質の向上のために、PPI学習会等へ参加し、傾聴や危機介入のスキルを高めた。就労、福祉、介護等の制度についても、適切に情報提供ができるよう、研鑽を積んだ。	県外で開催される難病相談員向け研修会へ派遣するなどして、相談員としての資質向上を図る。	健康福祉政策課
		<2>関係機関との連携強化	<2>医療機関、ハローワーク、保健福祉事務所等と連携し、相談窓口の充実に努めた。	今後も、相談窓口の充実強化のため、関係機関との連携を密に行う。	
④ 地域包括支援センター	地域包括支援センターの職員の資質向上に向けた取組を行うとともに、地域包括支援センターの事業評価と人員体制の確保が行われるよう支援します。	<1>評価指標を用いた各地域包括支援センターの業務の実施状況の把握	<1>ヒアリングや評価指標を用いた地域包括支援センターの業務内容を評価し、県地域包括ケア推進会議において広く情報提供を行った(年1回開催)。	引き続き、業務内容を評価し、評価結果の情報共有、人員体制の確保、効果的な運営が継続されるよう支援する。	長寿社会課
		<2>評価結果を踏まえた地域包括支援センター職員研修等の実施	<2>市町及び地域包括支援センター職員の資質向上のため、職員に対する研修などを実施した(年1回開催)。	引き続き、地域包括支援センター職員を対象とした研修などを実施するとともに、専門職をアドバイザーとして市町に派遣し、地域包括支援センターの機能充実に努める。	
⑤ 地域における認知高齢者支援体制の整備	認知症の人や家族の視点に立って、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを進めるとともに、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、各種取組を進めます。	<1>認知症予防・早期発見・早期対応(認知症疾患医療センター)	<1>各市町に認知症初期集中支援チームを設置し、できる限り住み慣れた地域でより良い環境で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を支援した。県内5カ所の認知症疾患医療センターにおいて専門医療相談の体制を整えている。	認知症初期集中支援チームの活用を図るため、情報交換や事例検討及び好事例の周知を行う。認知症疾患医療センターやかかりつけ医、認知症初期集中支援チームの更なる連携を図る。	長寿社会課
		<2>認知症地域支援連携体制の強化(認知症コールセンター)	<2>各市町の認知症カフェの立ち上げ支援や各市町に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人の見守り活動を支援した。認知症コールセンターにおいて、認知症の人やその家族からの相談に応じた。	認知症の人やその家族のニーズごとに認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの構築のため研修を実施する。認知症コールセンターにおいて、認知症の知識や介護技術だけでなく、精神面も含めた支援を行う。	
		<3>若年性認知症施策の推進(若年性認知症支援センター)	<3>2人の若年性認知症コーディネータを配置し、就労先の紹介・ボランティア活動などの社会参加促進、本人・家族が交流できる居場所づくりなどを行った。	若年性認知症の人やその家族を地域でサポートできるよう市町職員、認知症地域支援推進員、介護事業所・障害福祉事業所・一般事業所等を対象に研修を行い、支援体制の拡充に努める。	

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑥ 虐待に対する支援体制の整備	<p>①高齢者に対する虐待 まだまだ潜在化した虐待があると考えられるため、引き続き高齢者虐待防止について関係機関への研修事業等を行っていきます。</p> <p>②障害者に対する虐待 障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。</p> <p>③児童に対する虐待 児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。また、学校等現場における虐待専門研修を実施します。</p>	<p>①高齢者に対する虐待 ・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修の実施 ・一般県民に対する虐待防止及び認知症に関する普及・啓発 ・要介護施設等に対する実施指導の実施</p>	<p><1> ・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修を実施した。 ・県民に対しても、ホームページ等により理解促進を図った。 ・集団指導や運営指導を通じて、各事業所の高齢者虐待防止に対する取組みを啓発した。</p>	<p>・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修を実施する。 ・ホームページ等に情報を掲載し、理解促進を図る。 ・集団指導や運営指導を通じて、各事業所の高齢者虐待防止に対する取組みを啓発する。</p>	こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課
		<p>②障害者に対する虐待 ・障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座の開催 ・実地指導における体制の整備状況の確認 ・市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催</p>	<p><2>虐待防止のための研修会や出前講座が適切に実施できている。</p>	引き続き、虐待防止、早期発見・早期解決のための取組を推進する。	
		<p>③児童に対する虐待 ・児童虐待対策事業等による児童相談所への嘱託職員の配置等 ・児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止地域体制の整備 ・児童虐待防止対策緊急強化事業による学校等現場における専門研修の実施</p>	<p><3> ・弁護士や医師等を児童相談所に配置し、体制強化に努めています。 ・乳児家庭全戸訪問や養育支援に対する市町への補助を行っています。 ・学校や幼稚園、保育園等の職員向けの児童虐待防止研修会を行っています。</p>	<p>・弁護士や医師等を児童相談所に配置し、体制強化に努めます。 ・乳児家庭全戸訪問や養育支援に対する市町への補助を行います。 ・学校や幼稚園、保育園等の職員向けの児童虐待防止研修会を行うとともに、新たにヤングケアラーについての研修を開催します。</p>	

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(6) 相談・支援機関	① 施設の県活用北促進	県民や事業者等に対する情報発信、情報交換、人材育成の拠点となるよう取組を進めます。	<1>佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進	<1>難病に関する研修会や、患者会の理事会等で、駅北館及び周辺施設を活用するよう取り組んでいる。貸館だけでなく、指定管理者による自主事業の開催を通じて、佐賀県駅北館の活用にも努めています。(令和4年度施設利用件数は123件)	今後も活用することで、情報発信、情報交換、人材育成につながるよう努める。利用者増に向けた広報の実施、リピーター増に向けた利用者アンケートを実施する。	害こ福祉も政課家策、庭課健康、福障

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(6) 相談・支援機関	<p>佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、</p> <p>①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座 ②介護技術習得のための講座 ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示 ④介護や福祉用具等に関する相談 ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修 ⑥抱え上げない介護の講習会などを実施しています。</p>	<1>佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進	<1>2022年度も前年度に引き続き、介護関係講座(認知症への接し方、介護教室等)を様々な種類のラインナップで実施した。計画的に講座や研修会を実施し、介護に対する理解、介護人材の育成に努めている。	新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、通常の座学講座のみならず、出前講座やセンターの広報PR活動にも注力し、研修や講座の参加者数を増やしていく。	長寿社会課
		<2>バリアフリーモデル住宅の積極的活用	<1>2022年度も前年度に引き続き、介護関係講座(認知症への接し方、介護教室等)を様々な種類のラインナップで実施した。計画的に講座や研修会を実施し、介護に対する理解、介護人材の育成に努めている。	新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、通常の座学講座のみならず、出前講座やセンターの広報PR活動にも注力し、研修や講座の参加者数を増やしていく。	

役割分担	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
② 社会福祉協分議担会と連携携政機関との役割		地域住民の様々な問題やニーズに対応するため、市町社会福祉協議会は公的サービスや民間サービスに関する情報提供や利用援助を地域住民に対して実施し、県社会福祉協議会は広域性や専門性を生かして民間の地域福祉活動を支援し市町社会福祉協議会との連携や調整を行います。市町、県は、市町社協、県社協が事業を効果的に実施できるようそれぞれ必要な支援を行うとともに、連携を図ります。	<1>市町社協、県社協の役割分担と連携	<1>市町や社協の役割を把握し、相談者に的確なサービスが提供できるよう努めた。県社協は、市町社協の抱える様々な課題の把握に努めた。	今後も関係団体と連携していく必要がある。	社会福祉課
			<2>市町社協、県社協と市町、県との役割分担と連携	<2>日常生活自立支援事業は平成27年度に基幹社協方式から各市町社協方式に方針を変え、各市町社協に専門員と生活支援員を配置し、県社協と連携の上業務を実施している。また、生活福祉資金においては住民に身近な市町社協で相談・申込みの受付を行い、県社協で貸付決定・償還指導を行うなど役割分担を行い業務にあたっている。	今後も関係団体と連携していく必要がある。	

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① 避難行動要支援者の避難体制の整備		避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個人支援プランの充実などを支援します。	<1>障害者・難病団体等と連携した個人支援プランへの登録促進	-	【健康福祉政策課】 NPO法人佐賀県難病支援ネットワークと発災時の行動や事前準備などをまとめた緊急医療・支援手帳を作成し、難病患者に配布することで、災害への備えや意識づけを促していく。また、各保健福祉事務所を通して、難病患者に避難行動要支援者の名簿登録を案内していく。	危機管理防災課、社会福祉課、障害福祉課、健康福祉政策課
			<2>障害者・難病団体への訓練の案内及び参加の呼びかけ	<2>R4の原子力防災訓練の実施に当たって、事前の企画会議に障害者支援施設及び聴覚障害者協会等にも参加いただき、同団体等を通じて、避難行動要支援者の訓練参加の呼びかけを実施。	【障害福祉課】 引き続き、原子力防災訓練への参加をお願いしていく。また、市町に対して、障害者団体等にも積極的に声かけを行い、避難行動要支援者を含めた訓練の実施の働きかけを行っていく。 【健康福祉政策課】 市町に対して、難病団体等にも積極的に声かけを行い、避難行動要支援者を含めた訓練の実施の働きかけを行っていく。	
			<3>防災訓練等への避難行動要支援者の訓練参加	<3>R4の原子力防災訓練の実施に当たって、事前の呼びかけを実施した結果、障害者支援施設での避難訓練及び屋内退避訓練、聴覚障害者の避難訓練へ参加して頂いた。	引き続き、原子力防災訓練への参加をお願いしていく。また、市町に対して、障害者団体等にも積極的に声かけを行い、避難行動要支援者を含めた訓練の実施の働きかけを行っていく。	
			<4>福祉避難所の市町における指定促進及び避難所での良好な生活環境の確保のための取組支援	-	-	

		<p>〈5〉「大規模災害時における難病患者の行動・支援マニュアル(NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク)」を活用した難病患者等への適切な避難支援</p>	<p>—</p>	<p>【健康福祉政策課】 NPO法人佐賀県難病支援ネットワークと難病患者の適切な避難について連携支援していく。</p>	
<p>(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の充実</p>	<p>② 施設等における防災体制の充実</p> <p>施設入所者等の命を守り、安心安全な生活を確保するため、各施設における防災計画の適切な見直しや防災体制の充実強化を支援します。また、実際に入所者が参加する避難訓練の定期的な実施を働きかけていきます。</p>	<p>〈1〉福祉施設等における入所者の避難訓練実施の働きかけ</p>	<p>〈1〉災害時への備えとして避難訓練等の重要性を説明した動画を作成し、社会福祉施設等への啓発を実施。 【長寿社会課】 指導監督を通じて避難訓練の実施状況を確認している。</p>	<p>【長寿社会課、こども家庭課】 引き続き、指導監督を通じて避難訓練の実施状況を確認する。</p>	<p>社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害</p>
		<p>〈2〉福祉施設入所者の広域避難に関する施設への指導・助言</p>	<p>〈2〉【長寿社会課、こども家庭課】 指導監督を通じて施設へ指導・助言を行っている。</p>	<p>【長寿社会課、こども家庭課】 引き続き、指導監督を通じて施設へ指導・助言を行う。</p>	
		<p>〈3〉福祉施設等における地域防災計画、避難訓練を踏まえた避難計画の見直しの促進</p>	<p>〈3〉【社会福祉課】 「福祉施設のいのちを守る」災害対応力向上事業において、実効性のある避難計画への見直しを支援するため、風水害対策リーダー育成セミナーの開催や施設へ防災の専門家の派遣し、個別支援するなどしている。 【長寿社会課】 指導監督を通じて避難計画を確認している。</p>	<p>【社会福祉課】 引き続き、セミナーの実施や専門家の個別支援により実効性のある避難計画への見直しを促進する。 【長寿社会課、こども家庭課】 引き続き、指導監督を通じて避難計画を確認する。</p>	
<p>(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立</p>	<p>③ 防災訓練の実施</p> <p>風水害、地震・津波等の災害に備え、市町と共催で地域住民や防災関係機関の参加による防災訓練を実施し、県民の防災意識の向上、地域防災計画の具体的な運用と各防災関係機関の防災技術の向上及び相互協力体制の強化を図ります。</p>	<p>〈1〉住民主体の防災訓練の支援</p>	<p>〈1〉各市町が地域で取り組む防災訓練に対し、講師派遣等の支援を行った。</p>	<p>引き続き、市町が取り組む防災訓練等に対し、活動費用の助成や講師派遣等の支援を実施していく。</p>	<p>危機管理防災課</p>
		<p>〈2〉避難行動要支援者の避難訓練の支援</p>	<p>〈2〉 ・R4原子力防災訓練で、PAZ(原発から5km圏内)における在宅の避難行動要支援者(模擬)を搬送する訓練を実施。 ・R4原子力防災訓練で、PAZ及びUPZ(原発から5km～30km圏内)の福祉施設等の屋内退避訓練・通報連絡訓練を実施。</p>	<p>引き続き、原子力防災訓練を継続する。 また、県内を4地区に分けた地域持ち回りの防災訓練も実施し、その中において、避難行動要支援者を含めた避難訓練や避難所運営訓練を行っていく。</p>	
		<p>〈3〉市町において避難行動要支援者のための要配慮者、支援者、関係機関等が一体となった地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練が行われるよう支援</p>	<p>〈3〉 ・R4原子力防災訓練で、PAZにおける在宅の避難行動要支援者(模擬)を搬送する訓練を実施。 ・R4原子力防災訓練で、PAZ及びUPZの福祉施設等の屋内退避訓練・通報連絡訓練を実施。</p>	<p>引き続き、原子力防災訓練を継続する。 また、県内を4地区に分けた地域持ち回りの防災訓練も実施し、その中において、避難行動要支援者を含めた避難訓練や避難所運営訓練を行っていく。</p>	

			<p>〈4〉福祉施設等における入社者の避難訓練の支援</p>	<p>〈4〉国から示された「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」を市町防災担当課へ送付するとともに、市町地域防災計画へ管内の要配慮者利用施設の位置づけや当該施設での避難計画作成について市町へ働きかけを行った。</p>	<p>引き続き、市町地域防災計画へ管内の要配慮者利用施設の位置づけや当該施設での避難計画作成について市町へ働きかけを行うとともに、施設等から訓練に当たったの相談があった場合には、市町と連携しながらしっかりと対応していきたい。</p>	
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
④ 避難所の適切な設置運営	<p>避難所の設置運営が円滑に行われるように、市町とともに住民主体の避難所運営訓練に取り組みます。また、災害時に避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう福祉避難所の指定促進を市町に働きかけていきます。</p>	<p>〈1〉市町との共催による住民主体の避難所運営訓練への取組</p>	<p>〈1〉R4防災訓練は鳥栖市、武雄市及び有田町で実施した。</p>	<p>引き続き、県内を4地区に分けた地域持ち回りの防災訓練も実施する。あわせて、その中において、避難行動要支援者を含めた避難訓練や避難所運営訓練を行っていくよう検討する。</p>	危機管理防災課、社会福祉	
		<p>〈2〉要配慮者を考慮した避難所運営訓練の支援</p>	<p>〈2〉R4原子力防災訓練で、避難行動要支援者（聴覚障害者）の避難所での受け入れ訓練を実施。</p>	<p>引き続き、避難行動要支援者に参加して頂きながら、原子力防災訓練を実施していく。また、県内を4地区に分けた地域持ち回りの防災訓練も実施し、その中において、避難行動要支援者を含めた避難訓練や避難所運営訓練を行っていく。</p>		
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
⑤ 災害ボランティア活動の支援	<p>佐賀県民災害ボランティアセンターや災害ボランティア団体等と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図ります。</p>	<p>〈1〉佐賀県民災害ボランティアセンターや災害ボランティア団体等と連携した災害時のボランティア対応</p>	<p>〈1〉災害時における市町社会福祉協議会での災害ボランティアセンターの円滑な設置にかかる研修会を、R2～R4に開催した。</p>	<p>引き続き実施する。</p>	県民協働課	
		<p>〈2〉平時からの災害ボランティア関係者間の連携強化のための連絡会議の実施</p>	<p>〈2〉内閣府主催の災害ボランティアの研修の場に、県社会福祉協議会、災害ボランティア団体、県の三者が一堂に集まって参加することなどを通じて、日頃からの顔の見える関係づくりを行った。</p>	<p>引き続き、日頃から顔の見える関係づくりに努める。</p>		
		<p>〈3〉災害時における連携・協力体制構築のための取組の推進</p>	<p>〈3〉災害時における市町社会福祉協議会、災害ボランティア団体、市町行政の三者間での連携を図るための協働研修会を、R2～R4に開催した。</p>	<p>引き続き実施する。</p>		
取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① 包括的な支援の実施		<p>相談内容が他機関に関する内容であった場合でも、「相談したい」、「誰か助けてほしい」、「どうしたらいいの」など、相談者の気持ちをきちんと受け止め、相談内容から、相談者の自立支援を一緒に行う支援機関と連携して、本人を中心とした包括的な支援を実施します。</p>	<p>〈1〉ワンストップ対応の相談窓口の設置</p>	<p>〈1〉相談窓口を設置し、相談者を中心とした支援を実施した</p>	<p>今後も継続する</p>	社会福祉課
			<p>〈2〉支援調整会議の開催</p>	<p>〈2〉相談状況により支援調整会議を開催し、相談者を中心とした支援体制を構築した</p>	<p>今後も継続する</p>	

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援	② 早期実施的な支援の	生活困窮に陥っている方は、自ら積極的にSOSを発することが少ないため、地域に広く潜在化しています。地域の中に生活困窮者を発見、支援につなぐためのネットワークを構築するなどして、このような生活困窮者を少しでも早く支援の手につなげることができるよう努めます。	<1>民生委員・児童委員や自治会、学校などの地域の社会資源を活用したネットワークの構築	<1>各所と連携を取りながら、生活困窮者を把握するためのネットワークを形成した。	今後も継続する。	社会福祉課
	③ 個別的な支援の実施	生活困窮者がもつ課題は多種多様で、個々人で異なるため、相談の段階で丁寧にアセスメントを行い、生活困窮者の状況に応じた支援プランを作成します。また、長期間就労経験がない場合などでも、段階的に就労自立へ進めるよう協力企業などの中間的就労の場を開拓し、生活困窮者とのマッチングを図ります。	<1>個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業	<1>相談者との信頼構築を意識しながら相談業務を実施した	今後も継続する	社会福祉課
			<2>就労準備支援事業及び就労訓練事業	<2>就労準備事業により、長期間就労していない方への自立支援を実施した	今後も継続する	
	④ 継続的な支援の実施	生活困窮者が一般就労に就き、経済的自立を達成したと思われる場合においても、職場における人間関係のトラブルなどから短期離職とならないよう、定着支援を実施します。また、日常的自立及び社会的自立が達成できていない場合にも、継続して支援を実施します。	<1>個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業	<1>相談者との信頼構築を意識しながら相談業務を実施した	今後も継続する	社会福祉課
	⑤ 生活困窮者との信頼関係の構築	生活困窮状態に陥っている方の多くは、これまでの経験などから、自尊心や自己有用感を喪失し、周囲の支援の手を拒絶することも多いと考えられるため、定期的な訪問により相手を知る努力及び支援者のことを知ってもらう努力を積み重ねて、少しずつ信頼関係を構築できるよう努めます。	<1>個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業	<1>相談者との信頼構築を意識しながら相談業務を実施した	今後も継続する	社会福祉課

基本目標 3

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(1) 住民、団体等に向けた情報発信	① 住民への各種相談支援機関等に関する情報の積極的な提供	県内の各種相談機関について、地域住民のどのような悩み・課題に対応できるのか、またどのような支援が可能なのかなどの情報提供を充実させることで多様化・複雑化する生活課題に直面しても、住民がすぐに助けを求められるよう、各種機関に関する積極的な情報提供と相談支援体制の強化に取り組みます。また、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町に対する情報提供の支援を行い、好事例の普及に努めつつ、市町に対する既存の協議体を活用した連携方策検討の働きかけを行っていきます。その他、地域共生ステーションの推進や地域の担い手養成講座等を行うことにより、地域の担い手となる人材を育成し、市町を支援します。	<1>県の各種機関の相談支援体制に関する情報の提供	<1>来庁者がそこで総合的に相談できるよう、行政の窓口(旧さが元気ひろば)を設置している。	引き続き実施する。	社会福祉課
			<2>県の専門的相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知	<2>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。	今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。	
			<3>市町における包括的な支援体制の整備への支援	<3>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。	今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。	
	② CSO やボランティア活動情報等の発信	ボランティア募集、CSOに関するイベント・セミナー・講座・研修会等の参加募集など各種情報を発信することで、CSO活動について認知を深め、活動の活性化や県民の参加促進につなげます。	<1>市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるCSO活動情報やボランティア情報の提供	<1>CSOポータル等にボランティア情報を掲載することにより、プラスワン活動の推進に努めた。R3から配信先を増やし(Twitter、Instagram)、情報発信を行った。	引き続き実施する	県民協働課
	① 自殺予防における医療	総合的な自殺対策を推進するため、医療、保健、福祉、労働など関係機関が一体となった地域における自殺予防の体制づくりを推進します。	<1>電話相談や対面相談、ハイリスク者の精神科医療機関への照会など、悩んでいる方が相談できるような体制の充実強化	<1>保健福祉時所、精神保健福祉センターにおいて電話相談、対面相談を実施。	継続して実施する。	障害福祉課
			<2>民生委員・児童委員等を対象にしたゲートキーパーの養成や自殺対策に関する研修会の開催	<2>民生委員や相談窓口担当者等を対象にゲートキーパー養成や研修会を実施。	継続して実施する。	
			<3>精神疾患への理解を深めるための普及啓発	<3>講演会、セミナー等の開催や新聞広告による普及啓発等を実施。	継続して実施する。	
			<4>「こころの健康づくり実行宣言登録事業所」の登録促進	<4>登録事業所の登録促進のため、ホームページ等で周知を行った。	周知方法等を検討し、継続実施。	

(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携	療・福祉の連携		<p><5>うつ病を早期発見し専門医療につなげるため、かかりつけ医と精神科医の連携強化</p>	<p><5>研修会を開催(医師会委託)し、具体的な連携例を示すことで強化を図った。</p>	<p>継続して実施する。</p>		
			<p><6>自殺対策協議会の開催をはじめとした地域ネットワークの強化</p>	<p><6>自殺対策協議会、庁内自殺対策連絡会議、市町自殺担当者連絡会議を開催。</p>	<p>継続して実施する。</p>		
			<p><7>市町への支援の強化(担当者会議、データ提供・計画進捗状況、検証等の支援)</p>	<p><7>地域自殺対策推進センターが中心となり市町への支援(担当者会議、計画進捗状況、検証)を実施。</p>	<p>継続して実施する。</p>		
		取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
療・福祉の連携	② 高次機能障害対策における医療・福祉の連携		<p>高次脳機能障害者及び家族への支援体制を充実させるため、医療、保健、福祉など関係機関のネットワーク構築に努めます。</p>	<p><1>支援拠点機関を中心に患者及び家族への相談支援体制を充実強化</p>	<p><1>支援拠点機関、相談支援機関が中心となり、患者及び家族に対し支援を行った。</p>	<p>継続して支援する。</p>	障害福祉課
			<p><2>医療、保健、福祉等の支援関係者のネットワーク構築</p>	<p><2>連絡会議の開催、事例を通じた連携支援を実施。</p>	<p>継続して支援する。</p>		
			<p><3>支援関係者及び県民への普及啓発</p>	<p><3>支援者向き、一般向き講習会を開催。</p>	<p>継続して実施する。</p>		
		取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
療・福祉の連携	③ 医療人材の育成		<p>医療従事者の確保については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、将来の需要動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めます。</p>	<p><1>第7次保健医療計画における医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の確保のための取組を着実に推進</p>	<p><1>修学資金による将来不足が見込まれる診療科の医師の確保 <2>県内の臨床研修病院におけるマッチング率の向上のため、プログラム内容の充実 <3>開業医の高齢化による診療所の廃止等に備えた、一次医療体制の構築</p>	<p>(1)修学資金貸与を継続し、対象診療科等に勤務する医師の育成を図る (2)佐賀県医師育成・定着支援センターと連携して、臨床研修の質の向上に取り組む (3)市町の一次医療提供体制の検証、地域への派遣や巡回診療ができる医師の育成・確保</p>	医務課
		取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
療・福祉の連携	④ 医			<p><1>在宅医療・介護連携の取組支援</p>	<p><1>各地区医師会の医師会等の取組状況を把握し課題を共有する会議を開催した。また、ICTシステムや退院支援ルールの活用を促した。</p>	<p>在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携について主体となって支援するため、好事例の普及啓発や個別課題への助言を行っていく。</p>	長

(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携	医療と介護の連携強化	地域における医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により医療・介護を一体的に提供できる体制が構築できるよう、県の介護部局が県の医療部局や県医師会等と連携して市町の医療・介護連携に向けた取組を支援します。	<2>訪問看護ステーションへの支援	<2>① 県内の訪問看護ステーションに対し、新規採用訪問看護師の育成期間における人件費や、資質向上のための研修参加費、採用募集のための広告宣伝費、看護師増に伴い必要な備品整備への補助を実施。 ② 好生館への業務委託により、以下のような取組を行った。 ・介護施設の職員を主な対象とした、好生館緩和ケア病棟における実習のフォローアップ研修	① 採用した訪問看護師の事業所定着状況を把握し、定着に必要な取組・支援等を引き続き継続する。 ② 介護施設職員の負担軽減を考慮し、かつ新たな生活様式に応じた研修の方法・体系を検討する	長寿社会課、医療課
			<3>在宅等での看取りの推進	<3><2>②に同じ	<2>②に同じ	
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑤ 地域共生ステーションとの連携促進の強化	地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)については任意の生活支援サービスを提供しているため、利用者が安心してサービスの提供を受けるには、サービスの質の向上の取組が重要となります。また、地域共生ステーションは地域福祉の拠点であり、利用者には認知症など医療との連携が必要な方もおり、医療機関との緊密な連携が求められるため、県としても支援していきます。	<1>地域共生ステーションにおける医療機関との連携強化 <2>アドバイザー派遣による連携の支援・助言	<1>地域共生ステーションの訪問を5件実施したところ、全ての施設で医療機関と協力体制をとっていた。 <2>地域共生ステーションの訪問を5件実施した。	引き続き継続する。 令和5年度も5件程度を予定している。	社会福祉課	
⑥ 療養老人ホームとの連携	有料老人ホームの入居者の健康管理や病状の急変等に備えるため、有料老人ホームにおける協力医療機関やかかりつけ医等の連携を指導していきます。	<1>有料老人ホーム設置運営指導指針による医療機関との連携指導 <2>有料老人ホーム研修会等における、管理者や職員に対する訪問看護制度の紹介や情報提供	<1>設置届提出時に、医療機関と連携を行うよう指導し、協定書を提出させた。 <2>訪問看護普及啓発のために制作されたパンフレット等を有料老人ホームに配布した。	今後も継続して医療機関と連携を行うよう指導を行うとともに、連携する医療機関を把握する。 今後も研修会や立入検査時など、随時、訪問看護の制度の周知に努める。	長寿社会課	
取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	① 障		<1>個別の相談支援への対応 <2>発達障害者支援地域協議会の開催	<1>令和4年度の相談件数は、東部発達障害児支援センター「結」が637件、西部発達障害者支援センター「蒼空」が920件、発達障害者就労支援センター「SKY」が1,228件であった。 <2>令和4年度は令和5年3月13日に開催した。	引き続き3か所の発達障害者支援センターで相談対応を行う。 半年ごとに開催して、関係機関との連携強化を図る。	

(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化	苦者の相談支援体制の充実	発達障害者支援センターによる専門的な相談支援を実施します。また、発達障害者支援センターが、地域の中核機関としての機能を発揮し、市町の保健、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、専門的置換から指導助言し連携を強化します。	<3>自立支援協議会への参画	<3>令和4年度の参加件数は、東部発達障害児支援センター「結」が10件、西部発達障害者支援センター「蒼空」が0件、発達障害者就労支援センター「SKY」が7件であった。	引き続き自立支援協議会に積極的に参加して関係機関との連携強化を図る。	障害福祉課
	<4>関係機関等に対する研修や支援会議等への参画	<4>令和4年度の研修への参加件数は、東部発達障害児支援センター「結」が19件、西部発達障害者支援センター「蒼空」が67件、発達障害者就労支援センター「SKY」が1件であった。	引き続き研修に参加して、関係機関との連携強化を図る。			
	<5>関係機関等に対する普及啓発	<5>令和4年度の普及啓発件数は、東部発達障害児支援センター「結」が8件、西部発達障害者支援センター「蒼空」が0件、発達障害者就労支援センター「SKY」が2件であった。	引き続き普及啓発に努める。			
取組項目	取組の方向性	取組項目	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
② 難病に患う者に関する日常生活の相談窓口及び	地域の医療機関、保健福祉事務所、難病医療コーディネーター等が共通事例について情報共有を図るなど各種相談窓口の連携強化を進めます。	<1>難病対策協議会における関係者間の情報共有	<1>各保健福祉事務所において難病対策地域協議会を開催し、地域の医療機関、保健福祉事務所、難病診療連携コーディネーター等が情報共有を図り、必要に応じて地域の課題に関する協議を行った。	今後も、各保健福祉事務所において難病対策地域協議会を開催することで地域の課題について関係者が協議・共有し、各種相談窓口の連携強化に努めたい。	健康福祉政策課	
③ 児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化	児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。また、学校現場等における虐待専門研修を実施します。	取組項目	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
		<1>児童虐待対策事業等による児童相談所への嘱託職員の配置等	<1>弁護士や医師等を児童相談所に配置し、体制強化に努めています。	弁護士や医師等を児童相談所に配置し、体制強化に努めます。	こども家庭課	
		<2>児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止地域体制の整備	<2>乳児家庭全戸訪問や養育支援に対する市町への補助を行っています。	乳児家庭全戸訪問や養育支援に対する市町への補助を行います。		
		<3>児童虐待防止対策緊急強化事業による学校等現場における専門研修の実施	<3>学校や幼稚園、保育園等の職員向けの児童虐待防止研修会を行うとともに、新たにヤングケアラーについての研修を行った。	学校や幼稚園、保育園等の職員向けの児童虐待防止研修会を行うとともに、引き続きヤングケアラーについての研修を開催します。		

取組項目		取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化	④ 佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)	<p>佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、</p> <p>①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座 ②介護技術習得のための講座 ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示 ④介護や福祉用具等に関する相談 ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修 ⑥抱え上げない介護の講習会などを実施しています。</p> <p>県民の利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、センターの移転改築に併せ、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。</p>	<p><1>佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進</p>	<p><1>2022年度も前年度に引き続き、介護関係講座(認知症への接し方、介護教室等)を様々な種類のラインナップで実施した。計画的に講座や研修会を実施し、介護に対する理解、介護人材の育成に努めている。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、通常の座学講座のみならず、出前講座やセンターの広報PR活動にも注力し、研修や講座の参加者数を増やしていく。</p>	長寿社会課(再掲)
			<p><2>バリアフリーモデル住宅の積極的活用</p>	<p><1>2022年度も前年度に引き続き、介護関係講座(認知症への接し方、介護教室等)を様々な種類のラインナップで実施した。計画的に講座や研修会を実施し、介護に対する理解、介護人材の育成に努めている。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、通常の座学講座のみならず、出前講座やセンターの広報PR活動にも注力し、研修や講座の参加者数を増やしていく。</p>	
取組項目		取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑤ 各種相談支援機関相互の連携の促進		<p>各種相談窓口について周知を図るとともに、相談機関相互の情報交換、意見交換、情報共有の場をより多く設けることにより、相互理解と連携強化を進め、県内における相談支援体制の広域的かつ重層的なネットワークの構築を図ります。また、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町に対する情報提供の支援を行い、好事例の普及に努めつつ、市町に対する既存の協議体を活用した連携方策検討の働きかけを行っていきます。その他、地域共生ステーションの推進や地域の担い手講座等を行うことにより、地域の担い手となる人材を育成し市町を支援します。</p>	<p><1>市町の身近な相談窓口、県の専門的相談窓口の周知</p>	<p><1>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。</p>	<p>今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。</p>	社会福祉課
			<p><2>市町における包括的な支援体制の整備への支援</p>	<p><2>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。</p>	<p>今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。</p>	
			<p><3>相談機関相互の意見交換、情報共有の場の設定</p>	<p><3>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。</p>	<p>今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。</p>	
取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
			<p><1>「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配布等による情報提供</p>	<p><1>令和4年度の一斉改選に合わせ改訂した、「民生委員・児童委員の手引き」を委員交代の際に配布を行った。</p>	<p>「手引き」については、令和7年度の一斉改選に合わせ改定する。今後も委員交代等の折に配布していく。</p>	

(4) 地域におけるネットワークづくり ① 地域福祉の連携推進	民生委員・児童委員は、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、それぞれの地域において高齢者の相談や見守りを行い、地域住民や社会福祉協議会等との連携を図りながら地域福祉の要としての役割が求められています。そのため、県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるための広報活動を行い、さらに、研修等の実施により民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携強化を図ります。	<2>相談支援能力向上等の各種研修の充実	<2>・新任民生委員・児童委員研修会研修会を行い相談支援能力の向上を図った。	・今後も研修を実施していく。	社会福祉課
		<3>福祉事務所等行政機関との連携による支援	<3>・市町や福祉事務所を通じて、民生委員・児童委員の意見や問題等を把握し、民生委員活動を的確に支援できるようにしている。	・今後も市町や福祉事務所を通じて民生委員・児童委員の意見を聴き、活動を支援できる体制を作っていく。	
		<4>民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化	<4>・制度について県公報媒体やマスメディアを通して情報を発信した。 ・県の退職者説明会にて資料を配布し、制度の周知をおこなった	・制度・活動内容について、今後も県民に対して広報周知を行い、民生委員が活動しやすい環境作りを進める。	
		<5>市町に対する工夫事例などの情報提供	<5>・各市町からの個別の相談に対し、これまでの事例等を参考にし、各市町担当者に情報共有した。 ・制度の周知方法について各市町に照会をかけ、情報収集をおこなった。	・工夫事例については、今後も収集、情報提供を行い、市町の取り組みの支援になるよう努める。	
		<6>市町における包括的な支援体制の整備への支援	<6>市町に対し、包括的支援体制構築のための研修会を3回開催した。	今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど協力的に支援していく。	
		取組項目	取組の方向性	具体的取組	
② 社協による地域のネットワークづくりの取組	社会福祉協議会は社会福祉法109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域の福祉活動の拠点としての役割があります。今後とも市町社会福祉協議会による住民ニーズの把握や相談援助機能の強化、小地域ネットワーク形成による地域の組織化等の取組を推進していきます。	<1>市町社会福祉協議会による取組の推進	<1>地域住民の抱える課題が深刻化、顕在化しづらくなっている中、課題を積極的に把握して解決に繋ぐことができる仕組みづくりが求められる。その中核となる市町社協が抱える様々な課題を把握するとともに、法人の適正な運営を支援し、地域福祉活動の更なる充実を推進するため、市町社協が今後取り組むべき活動の方向性や、実践課題の解決、求められる役割等についての研鑽を深めることができるよう、県社協にて会議や研修事業等が実施された。	今後も市町社協が抱える様々な課題を的確に把握するとともに、市町社協が今後取り組むべき活動の方向性や実践課題の解決、求められる役割等について研鑽を深めることができるような効果的な研修等の開催等、支援の取り組みを強化していく。	社会福祉課
③ 佐賀県携共	共同募金会は、社会福祉法に位置付けられている団体であり、「地域福祉の推進」を目的とする団体です。共同募金は地域福祉のための募金と助成が一体となった仕組みであり、既存の制度では	<1>佐賀県共同募金会による取組の推進	<1>共同募金会が開催する頒布展や作品募集の後援、赤い羽根共同募金運動の協力依頼や周知活動を行った。	引き続き継続	社会

	・支援機能		<3>地域共生ステーションによる地域見守り機能	<3>各施設の地域住民参画推進のために、地域共生ステーション委託事業の一環で実施しているアドバイザー派遣事業で助言・情報交換を行った。	引き続き実施する。	
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	の⑦ 連携による要支援者の把握	地域における見守り体制の整備においては、専門機関同士のネットワークのみならず、それぞれの地域の中で、CSO、企業等とも協働し、きめ細かなネットワークをつくって、地域の見守り機能を向上させていく必要があります。電気・ガス・水道等の民間事業者、市町と連携して、地域の把握に努めます。	<1>民間事業者、市町との連携による要支援者の把握と適切な支援	—	—	社会福祉課
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	(NPO) 県外NGO誘致	県外で活躍するCSOの誘致により、人材の流入と雇用創出につなげるとともに、県外CSOに事業拡大や新たな事業創出を図ります。	<1>首都圏等のイベントで広報・周知するなどして、県外で活躍するCSOを誘致する	—	—	県民協働課
	取組方針	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	① 認知症の普及啓発	認知症の人を社会全体で支えるため、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」とその講師役となる「キャラバンメイト」を養成します。	<1>認知症サポーターの養成	<1>認知症の人を社会全体で支えるため、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」とその講師役となる「キャラバンメイト」を養成した。	認知症の方を地域で支える仕組みとして、本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターがチームとなり、認知症の方や家族の困りごとに手を差し伸べる支援を行っていく。	長寿社会課
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	② 障害者へ		<1>スマイルフェスタ(精神保健福祉大会)	<1>精神科病院、障害者施設による作品展示、マルチエ、ビデオメッセージ放映を実施	一般県民の参加促進のため開催方法を検討し、開催を継続する。	
			<2>小・中・高校・専修学校への障害者理解のための課外授業	<2>県内小・中・高等学校・専修学校における障害者の理解啓発にかかる課外授業の実施	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き課外授業に取り組んでいく。	

(5) 家族の理解を深める機会の充実	の理解の普及・啓発	障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指し、障害者差別解消条例やヘルプマーク等の普及を通じた障害及び障害者に対する県民への理解啓発、各種イベント等を通じた交流の促進を図ります。	<3>こころの輪を広げる作文・ポスター事業	<3>内閣府との共催で、県内各学校に対し心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクールの作品を募集し、表彰式の実施	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き作品の募集、表彰を行っていく。	障害福祉課
	<4>障害者関係団体のイベント等の情報発信	<4>県HPにおいて障害者団体等関連イベントの情報を掲載	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き情報の掲載を行っていく。			
	<5>障害者差別解消条例やヘルプマーク等の普及啓発	<5>出前講座による普及啓発の実施の他、市町や障害者団体・事業所、医療機関等へのヘルプマークのチラシ・ポスターの配布。	障害者の理解啓発を推進するため、引き続き、取組を推進していく。			
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
③ 難病患者会・家族会の活動支援	難病患者・家族自身が自ら活動できるような患者会・家族会となるような活動の場を提供するとともに、患者会のない難病患者・家族同士の交流・情報交換を支援をします。	<1>佐賀県難病相談支援センターにおける難病患者・家族会となるような活動の場を提供	<1>オンラインでの交流会を開催し、参加が難しい方に対してタブレットの貸出しを行い、支援を行った。	社会情勢に応じて、今後も患者・家族会の場の提供に努め、交流や情報交換を支援する。	健康福祉政策課	
<2>難病患者会・家族会の発足支援	<2>毎月、患者同士の交流ができる機会(交流会、研修会)を設定し、可能な限り支援をしている状況。	社会情勢に応じて、今後も患者・家族会の発足を支援する。				
<3>患者会のない疾患の患者・家族の交流会の開催	<3>毎月、患者同士の交流ができる機会(交流会、研修会)を設定し、可能な限り支援をしている状況。	社会情勢に応じて、今後も患者会のない疾患の患者・家族の交流の場を提供する。				
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
④ 里親への理解の普及・支援	社会的養護では、原則として家庭的養護を優先することが求められていることから、より家庭的な養育環境を提供することができる里親委託を推進するために、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親の育成・支援を引き続き実施します。	<1>里親研修の実施	<1>里親支援業務を民間委託することにより、効果的な研修を実施しています。	研修内容のさらなる充実を図るとともに、施設実習についてもきめ細かく行うことで、丁寧な研修実施に努めます。	こども家庭課	
<2>里親委託推進員の配置	<2>里親相委託調整員を中央児童相談所に配置しています。	フォスティング機関の支援員や各施設の里親支援専門相談員とも連携しながら委託の推進に努めます。				
<3>里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置	<3>民間委託により、里親制度の普及啓発のためのキャンペーン等を実施しています。	里親制度について広く県民に伝わるように、委託機関とも連携しながら普及啓発に努めます。				

基本目標 4

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
① 福祉人材研修センターによる人材養成・確保等の取組		高齢化社会において、介護・福祉ニーズは拡大し、生産年齢人口は減少しています。また近年では、福祉・介護現場の離職率は高まっており、一方では就労希望者が減少するなど、福祉人材の養成・確保は喫緊の課題となっています。福祉人材研修センターにおいては無料職業紹介や就職面接会の開催などにより、質の高い福祉人材の安定的な確保に取り組めます。さらに、福祉人材の養成、就業の援助、職場の開拓などにより、求人事業所と求職者のマッチングを図ります。また、福祉人材の定着を図るため、社会福祉事業経営者からの相談に応じて職場環境改善などを行うなど、事業所に対する必要な支援を行い、従業員がいきいきと働くことができる明るい職場づくりに努めます。	<1>無料職業紹介や就職面接会の開催	<1>・無料職業紹介事業によって令和元年度は65名、2年度は34名、令和3年度は36人、令和4年度は44人採用された。 ・福祉職を希望する高校生に対し福祉セミナーを開催し、令和2年度86人(第1回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)、令和3年度83人(第2回は中止)、令和4年度158人が参加した。28年度からは西九州大学と連携し、オープンキャンパスと合同で高校生福祉セミナーを開催し、多くの高校生等が集まるように工夫をしている。	今後も継続して事業を実施するとともに、オンライン形式での開催も検討していく。	社会福祉課
			<2>各種研修会、講習会の開催などによる福祉人材の養成・確保	<2>・福祉介護人材の確保定着、職員の資質向上に向けた人材養成研修を実施した。(平成29年度40回、30年度40回、令和元年度42回、令和2年度41回、令和3年度30回、令和4年度30回)	今後も継続して事業を実施する。	
			<3>就職相談や就業援助、職場の開拓	<3>・福祉人材コーナーを設けていないハローワークで出張相談を行い、令和元年度45件、令和2年度40件、令和3年度58件、令和4年度43件の相談を受けた。	今後も継続して事業を実施する。	
			<4>潜在的有資格者への働きかけや、他分野の離職者に対する職場紹介	<4>人材センターへ求人票を提出していない事業所へ出向き、求人への掘り起こしを行った。	今後も継続して事業を実施する。	
			<5>事業所に対する職場環境改善等の助言	<5>職場環境改善のため、事業所へ社会保険労務士をアドバイザーとして派遣し、令和元年度3件、2年度2件、3年度3件、4年度6件の助言を行った。また、職場環境改善支援をテーマとしたセミナーを開催した。(令和元年度3回、2年度3回、3年度2回、4年度3回)	今後も継続して事業を実施する。	
			<6>従事者向けの相談窓口の設置や福利厚生事業の充実	<6>平成27年度から従業者向けの相談窓口の設置や、福利厚生充実支援として福祉事業者同士の職員交流会やサークル活動立ち上げ支援を行った。(職員交流会:平成30年度3回、令和3年度1回(Web)、令和4年度3回(WEB)、サークル活動立ち上げ支援:平成29年度7件、30年度15件、令和元年度11件支援、2年度19件、3年度9件)	今後も継続して事業を実施する。	

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
② 養成・介護サービス確保（介護員養成人材確保）	訪問介護となりうる介護職員初任者研修修了者や生活援助従事者研修修了者を養成し、要支援・要介護者がサービスを利用したいときに安心して利用できるサービス供給体制を確保していきます。	〈1〉指定養成機関による介護員養成研修（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修）の円滑な実施の支援	〈1〉指定養成機関による介護職員初任者研修や生活援助従事者研修について、適切な実施を促した。	指定養成機関による介護職員初任者研修や生活援助従事者研修が適切に行われるように指導等を行う。	長寿社会課
		〈2〉介護員養成研修受講者への受講料補助	〈2〉介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講料補助を行い、受講を推奨した。	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講費用を助成する制度を整え、受講を推奨する。	
③ 介護サービスを担う人材の養成・確保（介護サービス分野の人材確保）	介護人材を安定的に確保していくため、学卒者、中高年齢者や他業種からの「新規参入の促進」、介護職員処遇改善加算の取得等による「処遇の改善」、抱え上げない介護の推進や、介護ロボット等の活用などによる「労働環境の改善」、そして職員の「資質の向上」の取組を総合的に実施していきます。	〈1〉介護職のイメージアップ等による参入の促進	〈1〉介護の魅力発信WEBサイト「さがケア」を通じた広報やSNSとの連携、動画配信、等を行い、周知・イメージアップを図った。また、仕事体験イベント「キツザケアサガ」を定員を増加し2か所で開催した	特に若者をターゲットに、さがの介護の魅力向上につながるコンテンツの充実を図って行く。引き続き、小中学生向けに仕事体験イベントを実施し、介護職に興味を持つきっかけづくりを行う。	長寿社会課
		〈2〉元気高齢者等多様な人材の参入の促進	〈2〉介護未経験者向けの「介護に関する入門的研修」や講演会形式の研修などを実施した。入門的研修については、介護事業所との就労マッチングを行った。	引き続き、研修などを通じて、参入のきっかけづくりを行っていく。	
		〈3〉外国人介護人材の受入環境の整備	〈3〉外国人留学生を受け入れる事業所が留学生の生活費などの経費負担を行った場合の支援や、介護福祉士養成施設が留学生に対して日本語や専門用語の課外授業を行うための経費について支援を行った。また、新たに介護福祉士養成施設が留学予定の方へのPRや県内事業所とのマッチングを行う際に必要な経費について支援を行った。関係者向けに外国人介護人材受入セミナーを実施した。	引き続き、支援を行っていく。	
		〈4〉抱え上げない介護の推進や介護ロボットの活用等による介護従事者の負担軽減	〈4〉事業所が介護ロボットやICT機器などの先進機器導入する際の経費支援について、補助率や補助対象経費の拡充を行った。身体的負担軽減を図るため、抱え上げない介護の集合研修や、個々事業所への実習を含めた研修を行った。	引き続き、先進機器の更なる導入促進を図る。また、抱え上げない介護の普及のための研修に、引き続き、取り組む。	
		〈5〉各種研修事業による介護従事者の資質の向上	〈5〉経営者や管理者が雇用管理や労働環境改善を学ぶ研修会を実施した。また、介護職員がキャリアアップを図るための研修を実施した。	引き続き、研修を通じて、資質の向上に取り組む。	

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
④ 介護サービスを保（社会福祉士及び介護福祉士の養成・確保）	今後、介護職員は、介護福祉士であることが基本とされており、社会福祉士についても、地域包括支援センターにおいて介護保険対象外サービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行う役割を担うことになっています。社会福祉士及び介護福祉士の役割はますます重要になることから、その養成・確保のため国家試験のPRなどを行います。また、介護福祉士養成施設等に在籍する学生に対し、修学資金を貸与することにより、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す人材の修学を容易にし、質の高い人材の確保を図ります。	<1>社会福祉士・介護福祉士国家試験のPR	<1>国からの国家試験のお知らせなどは、指定を行っている実務者養成施設に周知をしている。	今後も社会福祉士・介護福祉士国家試験のPRに努める。	社会福祉課
		<2>介護福祉士等修学資金の貸付制度の活用による人材の育成	<2>令和4年度の実績は、介護福祉士修学資金貸付144名、社会福祉士修学資金貸付7名、介護福祉士実務者研修受講資金貸付35名、再就職準備金貸付6名となっている（総額123,246,296円）。	国と連携し原資確保に努め、介護人材の確保につながるよう引き続き貸付を行っていく。	
⑤ 地域における福祉・介護人材の確保	質の高い福祉人材の安定的な確保が求められる中、地域共生ステーションなどの小規模事業所においては、福祉人材の確保がより困難な状況となっています。地域共生ステーションに対しては経営者や従事者に対する雇用管理や介護技術、地域共生社会の実現に関する研修を実施することにより、福祉・介護の質の向上に努めます。また、地域住民にとって身近な拠点となるよう、地域住民との交流を図り、ボランティア活動参加のきっかけづくりに取り組み、住民相互の支え合い体制を構築することにより人材確保に取り組めます。	<1>経営者や従事者に対する雇用管理や介護技術に関する研修の実施	<1>地域共生ステーション委託事業において、地域住民を対象とした担い手養成講座が5回実施された。また、事業者からの相談にも対応している。	引き続き実施する。	社会福祉課
		<2>地域交流促進によるボランティア活動の促進	<2>地域共生ステーション委託事業において、地域共生ステーションのパンフレットを作成し、市町や担い手講座参加者、施設訪問先等に配布。	引き続き実施する。	
		<3>地域住民等に対する「介護」についての普及啓発	<3>地域共生ステーション委託事業において、地域住民を対象とした担い手養成講座が5回、生活支援サービス等の養成講座が10回実施された。	引き続き実施する。	
⑥ 人材の質向上（自立生活サービスに関わる）	福祉 サービス支援が円滑に実施されるよう、障害福祉サービス等を提供する又はこれらの者に必要な指導を行う者に対して専門的研修を実施することにより資質向上を図ります。	<1>サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導などに対して専門的研修を実施	<1>サービスを提供するもの又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成するために、専門的知識を培うための研修を実施している。	引き続き各種研修を実施することで、専門的知識を備えた人材の育成と確保につなげていく。	障害福祉課

（1）福祉人材の確保、育成、資質向上

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
⑦ 重症難病患者 の 介護 人材の 確保	各保健福祉事務所等における医療従事者向けの研修会の実施などにより、胃ろうや人工呼吸器を装着している等重症の難病患者のニーズに適切に応えられる人材の養成・確保につなげていきます。	<1>看護・介護に従事する人材等に対する重症難病に関する研修会等の開催	<1>各保健福祉事務所等において、医療従事者向けの研修会を実施することで、医療依存度の高い重症難病患者のニーズに適切に応えられる人材の養成を行っている。	各保健福祉事務所等における医療従事者向けの研修会を継続し、ますます高まる重症難病患者のニーズに応えられる人材の養成と確保につなげたい。	健康福祉政策課
⑧ 保育士等の 研修の 実施	認可保育所、認定こども園及び認可外保育所の保育士等を対象に研修を実施することにより、保育士等の資質の向上を図ります。	<1>保育士等を対象とした各種研修に対する補助	<1>保育団体が実施する研修事業等に係る費用の一部を助成したほか、地域で子育て支援事業に従事する子育て支援員を養成するための研修を実施した。	引き続き、保育士や幼稚園教諭の資質・専門性向上を図るため各種研修を実施するとともに、令和3年4月に設置した保育幼児教育センターにおいて、研修の充実や現場への訪問支援を実施する。	こども未来課
		<2>保育士等のキャリアアップ研修の実施	<2>保育士の専門性向上や保育現場におけるリーダー的職員の育成を図り、技能・経験に応じた処遇改善を行うため、保育士等キャリアアップ研修を実施した。	(再掲)引き続き、保育士や幼稚園教諭の資質・専門性向上を図るため各種研修を実施するとともに、令和3年4月に設置した保育幼児教育センターにおいて、研修の充実や現場への訪問支援を実施する。	
⑨ 保育人材の 確保	施設的には余裕があっても、保育士がいないことにより発生している待機児童を解消するため、「保育士・保育所支援センター」による保育士と保健所等とのマッチング支援、保育士のキャリアアップ及びそれに伴う処遇改善などを進め、保育士の確保を図ります。	<1>保育士・保育所支援センターによる保育士確保支援	<1>佐賀県保育士・保育所支援センターにおいて、求職相談への対応や保育所等見学会、就職説明会等を実施し、潜在保育士等と保育所等とのマッチング等を通じて、潜在保育士21名の復職を支援した。	引き続き、佐賀県保育士・保育所支援センターにおいて丁寧なマッチングを行い、保育士の確保を図る。	こども未来課
		<2>保育士修学資金貸付の実施	<2>指定保育士養成施設に通う学生に対し修学資金の貸付を行った。(令和4年度貸付決定80名)	指定保育士養成施設を卒業する新卒保育士の県内保育所等への就職を進めるため、引き続き修学資金貸付を実施し、保育人材の確保を図る。	
		<3>保育士就職準備貸付の実施	<3>潜在保育士等に対し、転居費用や研修費用など就職に必要な準備金の貸付を行った。(令和4年度貸付決定16名)	潜在保育士の県内保育所等への就職を進めるため、引き続き就職準備金貸付を実施し、保育人材の確保を図る。	
		<4>保育士試験による資格取得支援事業費の補助	<4>実績がなかったため、令和元年度で事業を廃止した。	—	
		<5>保育士の知識と技能に応じた処遇改善の実施及びキャリアアップ研修の実施	<5>技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算(処遇改善等加算II)の実施及び加算の要件となるキャリアアップ研修を実施した。	希望者が研修を受講できるよう、引き続きキャリアアップ研修を実施する。	

<p><6>保育補助者雇上げ強化事業の実施による保育士の負担軽減</p>	<p><6>保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げや保育の周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な費用の補助を行った。</p>	<p>引き続き支援を行い、保育士の業務負担軽減に取り組む。</p>
<p><7>潜在保育士のトライアル雇用事業</p>	<p><7>補助事業の活用が伸びなかったため、令和3年度で事業を廃止した。</p>	<p>—</p>
<p><8>保育所の職場環境改善のために専門家からのアドバイス等を受ける際の経費補助</p>	<p><8>事業内容を見直し、モデル園3園にコンサルタントを派遣して働き方改革を支援するとともに、成果報告会による横展開を図った。</p>	<p>新たに、各施設での働き方改革を推進・後押しするためのテーマを絞った改革研修を開催する。</p>
<p>【R4新規】 <9>中学生向け幼児とのふれあいサポートハンドブックの制作・配布</p>	<p><9>中学校家庭科の授業で活用できるハンドブックを制作・配布し、幼児との交流を支援するとともに、保育の魅力発信を行った。</p>	<p>引き続き、次年度中学3年生を対象に配布を行い、将来の保育人材の確保を図る。</p>

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
<p>⑩ 民生委員・児童委員の確保</p>	<p>民生委員・児童委員は「住民の立場に立った相談・支援者」であり、地域福祉の要として活動しています。なり手不足を解消するために、広報活動の強化や様々な工夫事例等を市町と情報共有することで、負担軽減などを図り、人材の確保に努めます。</p>	<p><1>民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化</p> <p><2>市町との人材確保・負担軽減に関する工夫事例などの情報共有</p>	<p><4>制度について県公報媒体やマスメディアを通して情報を発信した。 ・県の退職者説明会にて資料を配布し、制度の周知をおこなった</p> <p><5>各市町からの個別の相談に対し、これまでの事例等を参考にし、各市町担当者に情報共有した。 ・制度の周知方法について各市町に照会をかけ、情報収集をおこなった。</p>	<p>・制度・活動内容について、今後も県民に対して広報周知を行い、民生委員が活動しやすい環境作りを進める。</p> <p>・工夫事例については、今後も収集、情報提供を行い、市町の取り組みの支援になるよう努める。</p>	<p>社会福祉課</p>

取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
<p>⑪ ボランティア活動の支援</p>	<p>これまでも地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層地域福祉の充実を図るためには、今後も地域住民や民間団体の協力、行政や事業者との連携が必要となります。そこで、県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティア活動支援団体が行うボランティア活動の推進を図るための各種事業に協力するとともに、子どもから高齢者まで幅広く地域住民に対して、ボランティア活動への参加を促していくことで、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。</p>	<p><1>地域福祉振興基金を活用したボランティア活動に関する研修の実施</p> <p><2>地域福祉振興基金によるCSO及び民間団体が実施する福祉関係事業への助成</p>	<p><1>学童・生徒が幼少者・高齢者・障害者等との交流体験などの福祉体験活動を中心に、ボランティア活動を進めることで、子どもたちがさまざまな人々に自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育むことを目的に市町社協を指定したモデル事業を実施。</p> <p><2>地域共生社会づくりの推進に向けた福祉教育の推進、様々な市民活動や福祉ボランティア等、地域福祉の担い手づくりのための取り組みと、ボランティア活動等に対する支援を実施。</p>	<p>引き続き、様々な対象者に向けて実施する。</p> <p>引き続き実施する。</p>	<p>社会福祉課（再掲）</p>

(再掲)		<3>地域のボランティア団体との連携・協力	<3>県内外の団体や企業等が実施する助成事業等について、各市町社協を通じて情報提供を実施。	引き続き実施する。	
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応
C12 Sボ ラの 参 加 イ 促 進	自分も何か行動してみたいという思いを高めた人を、実際に一歩踏み出せる場を提供することにより応援します。また、家庭や職業上の役割のほかに社会的な役割を1つは持つ人を増やし、地域の課題解決を図ることで暮らしの満足度を高めます。	<1>市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるボランティア情報の提供	<1>CSOポータル等にボランティア情報を掲載することにより、プラスワン活動の推進に努めた。R3から配信先を増やし(Twitter、Instagram)、情報発信を行った。	引き続き実施する	県民協働課
		<2>公益財団法人佐賀未来創造基金や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進	<2>中間支援組織との連携を通じて、CSOポータルにボランティア情報等を掲載することにより、協働してプラスワン活動の推進に努めた。	引き続き実施する	
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
家13 族 難 病 患 者 の 活 動 会 支 援	難病患者・家族自身が自ら活動できるような患者会・家族会となるよう活動の場を提供し、その活動を支援します。また、患者会のない疾患の交流会を行い、患者・家族が交流し情報を得られる機会を提供します。	<1>難病患者会・家族会の活動及び発足支援	<1>2保健福祉事務所にて、患者、家族の交流会を開催し、情報交換できる機会をつくった。	社会情勢に応じて、今後も患者・家族会の活動及び発足を支援する。	健康福祉政策課
取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
14 C S O の 活 動 基 盤 強 化 支 援 (再掲)	県内のCSO(市民社会組織)が、公益性の高いサービスを自立的に提供できるよう資金調達力の強化に関する支援を行います。	<1>CSOの資金調達力の強化支援	<1>R1~R3にかけてCSOを対象に、資金調達をはじめ、人材育成・会計・情報発信力の強化にかかる講座を県内3か所の中間支援組織への事業委託を通じて開催した。その後、各中間支援組織で、自発的に講座を開催するようになったため、R4は「さがCSOポータル」で情報を発信するなどの後方支援を実施した。	各中間支援組織で、自発的に講座を開催するようになったため、さがCSOポータルで情報を発信するなどの後方支援を実施する。	県民協働課(再掲)
		<2>市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等による助成金情報の提供	<2>「CSOポータル」への掲載を通じて、様々な助成金情報の提供を行った。	引き続き実施する。	
		<3>佐賀県ふるさと寄附金(「NPO等を指定したふるさと納税」)の活用	<3>NPO等を指定したふるさと納税により、CSOの活動を資金面から後押しした。H30は528百万円、R1は808百万円、R2は983百万円、R3は911百万円、R4は721百万円の寄付金を集めた。	引き続き実施する。	
		<4>佐賀CSOさいこう事業の推進	<4>R1における10団体への支援をもって、モデル化の目標を達成したため、事業を終了した。	-	
(1) 福 祉 人					

材の確保、育成、資質向上	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課	
	⑮ 施設を賀県駅北館とした館人材育成	佐賀市の佐賀県駅北館及び周辺における福祉関係の相談・支援機関の集積を生かし、県民や事業従事者に対する情報発信、情報交換、人材育成の拠点となるよう各種取組を進めます。	<p><1>佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進</p>		<p><1>難病に関する研修会や、患者会の理事会等で、駅北館及び周辺施設を活用するよう取り組んでいる。貸館だけでなく、指定管理者による自主事業の開催を通じて、佐賀県駅北館の活用に努めています。(令和4年度施設利用件数は123件)</p>	<p>今後も利活用することで、情報発信、情報交換、人材育成につながるよう努める。利用者増に向けた広報の実施、リピーター増に向けた利用者アンケートを実施する。</p>	福祉課も家庭課、健康福祉課
	⑯ 佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)	<p>佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、</p> <p>①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座 ②介護技術習得のための講座 ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示 ④介護や福祉用具等に関する相談 ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修 ⑥抱え上げない介護の講習会などを実施しています。</p> <p>県民の利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、センターの移転改築に併せ、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。</p>	<p><1>佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進</p>		<p><1>2022年度も前年度に引き続き、介護関係講座(認知症への接し方、介護教室等)を様々な種類のラインナップで実施した。計画的に講座や研修会を実施し、介護に対する理解、介護人材の育成に努めている。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、通常の座学講座のみならず、出前講座やセンターの広報PR活動にも注力し、研修や講座の参加者数を増やしていく。</p>	長寿社会課(再掲)
<p><2>バリアフリーモデル住宅の積極的活用</p>			<p><1>2022年度も前年度に引き続き、介護関係講座(認知症への接し方、介護教室等)を様々な種類のラインナップで実施した。計画的に講座や研修会を実施し、介護に対する理解、介護人材の育成に努めている。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、通常の座学講座のみならず、出前講座やセンターの広報PR活動にも注力し、研修や講座の参加者数を増やしていく。</p>			
⑰ 自立生活サービスを担う人材の育成	佐賀県在宅生活サポートセンターについては、「ユニバーサルデザインを生かした誰もが自分らしく暮らせる生活スタイル」を提案していく拠点として、「在宅生活を支える施設」、「在宅生活を支える機関・団体等をつなぐ施設」、在宅生活を支える人材を育成する施設」としての機能を充実させていく必要があります。介護を必要とする高齢者だけでなく、介護は必要ではないけど日常生活の中で支障を感じている高齢者や障害者、難病患者など全ての在宅生活者に対し、ちょっとした工夫や配慮を行うことでよりよい暮らし・自立した生活ができるように、必要な助言や支援が行える人材の育成を図っていきます。	<p><1>佐賀県在宅生活サポートセンターの活用</p>		<p><1>センターでの介護知識や技術に関する講座や実技講習会は昨年度に引き続き開催した。また、今年度は一級建築士を招いての研修の実施や、県老人クラブと共催しての高齢者・シニア講座の実施等、新型コロナウイルス感染拡大の影響が緩やかになったことにより、前年度に比べ積極的に講習や研修会を開催することができた。これらの取り組みを通じて、よりよい暮らし・自立した生活ができるよう、人材育成を図っている。</p>	<p>センターの広報及びPR活動を積極的に行い、相談支援体制が充実していることや、幅広い福祉分野の研修講座のメニューをセンターで実施していることを発信していく。また、近隣の市町のみならず、遠方の市町に対しては出前講座の回数を増やしたり、オンライン等により対応を検討し実施していく。</p>	長寿社会課	

取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり	① 保育所職員処遇の改善	今後とも、毎年実施している保育所実地検査において、施設が法令を順守した職員処遇を行っているか、確認します。	<1>保育所実地検査の実施	<1>令和4年度は、185か所の保育所、79か所の幼保連携型認定こども園への監査を実施した。	引き続き、保育所及び幼保連携型認定こども園に対して年1回の監査を実施する。 その他、認可外保育施設への立入検査も実施する（令和4年度は全ての施設に対し立入検査を実施）	こども未来課
	② 介護保険・障害福祉サービス事業所職員の処遇改善	処遇改善加算による職員の賃金改善等について、「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善加算も含めた制度についての理解が進むよう、適切に指導を行います。また、より上位の区分の加算を取得するように積極的に働きかけます。	<1>制度説明会の実施 <2>事業所訪問	<1> [長寿社会課] ・事業者向けの講演会を実施し、講師による処遇改善加算等についての解説・説明を行うことで、制度への理解の促進を図った。 [障害福祉課] ・処遇改善臨時特例交付金の適正な執行に向け、庁内で連携して制度の周知を図るとともに、国とも連携して事業所の問い合わせに対応した。 <2> [長寿社会課] ・社会保険労務士等の専門家を事業所に派遣し、加算取得につながるよう助言・支援を行った。 [障害福祉課] ・指導監査を通じて処遇改善加算の要件を満たしているか等確認した。また、より上位の区分を取得できるよう指導した。	[長寿社会課] ・事業者向けの講演会を実施し、講師による処遇改善加算等についての解説・説明を行うことで、制度への理解の促進を図る。 [障害福祉課] ・集団指導や実地指導において取得促進を図るとともに、講演会や相談会を通じて制度への理解促進を図る。 [長寿社会課] ・社会保険労務士等の専門家を事業所に派遣し、加算取得につながるよう助言・支援を行う。 [障害福祉課] ・社会保険労務士を事業所に派遣し、より上位の加算取得につながる賃金制度への助言・指導を行う。	長寿社会課、障害福祉課
(3) 高齢者、障害者	① 地域社会での活動促進	市町（介護保険者）、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携し、意欲ある元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として、地域とのつながりを持ち、福祉活動等にいきいきと参加できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。	<1>老人クラブが行う地域活動への支援 <2>高齢者が行うボランティア活動への支援 <3>ゆめさが大学（旧佐賀県高齢者大学）の運営及び人材育成への支援	<1>2022年度は、前年度に作成したマスコットキャラクターを使用したトートバッグとクリアファイルを作成し、研修会や講座の際に使用する等、県民に老人クラブ活動への理解と協力をPRするとともに、新規会員の獲得を図る活動を行った。 <2>ポイント対象施設（受入施設）等の拡充について関係団体と調整を行った。 <3>2022年度は、県広報誌や、かちかちPress「サガらぼ」での広報等を行った。コロナ禍で、学校生活が従来より制限されていたが、R5年度入学者数は過去最多となった。	老人クラブの活動が「面白そう」、「地域貢献できる活動をやってみたい」と感じさせるような活動のPR事業に精力的に取り組む。また、県内で特色のある活動を実施しているクラブを取り上げ、PRすることで、活動を広く周知し、会員増を図る。 今後も継続してポイント対象施設等の拡充するよう保険者に働きかける。 今後も、学生が安心して講義を受講できるよう、必要な感染予防対策に努めると同時に、魅力ある大学（講義）づくりになるよう支援する。	長寿社会課（再掲）

害者等の福祉活動参加			<p>【R4新規】 <4>ゆめさがアシストセンターの設置による、ゆめさが大学卒業生等の地域社会での活躍を支援</p>	<p>ゆめさが大学を卒業し、地域活動を行って団体・グループ等を支援するアシストセンターを設置し、団体・グループ等の活動継続のためのコーディネートなどを行った。</p>	<p>今後も引き続き、地域活動やボランティアのニーズの情報提供、活躍の場のマッチングなど、活動を継続していくための支援を行う。</p>	
	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
	②に地域共生活動を促進する障害者等シヨ	<p>障害者や高齢者などが、その能力や経験、自主性を理解・尊重され、社会活動とつりわけ福祉活動に参加できるような環境づくりが必要です。そこで、宅老所やぬくもいホームなど地域共生ステーションにおいて、障害のある人が職員として利用者のお世話をしたり、利用者も、自らの能力を活かして活躍できるよう推進します。</p>	<p><1>地域共生ステーションにおける障害者の就労促進</p>	<p><1>施設訪問時に管理者に障害者の受け入れ態勢の話を聴取した。</p>	<p>・今後も宅老所からぬくもいホームの転換を推進する。</p>	社会福祉課
		<p><2>地域共生ステーションにおける利用者の活躍促進</p>	<p><2>訪問時に管理者に担い手の養成やボランティア受け入れ態勢の話を聴取した。</p>	<p>・今後も宅老所からぬくもいホームの転換を推進する。</p>		
取組方針	取組項目	取組の方向性	具体的取組	取組状況	今後の対応	担当課
(4) 成年後見人の普及	① 成年後見制度の利用促進 (再掲)	<p>成年後見制度利用促進法が成立し、市町は、成年後見制度の利用促進に向けて、関係者の連携ネットワークの構築等の取組を進めることとされました。成年後見制度の利用促進に向けて、市町と関係者との意見交換を踏まえ、体制構築の取組を支援します。また、すべての市町において成年後見制度が適切に実施されるよう、社会福祉士会や弁護士会、司法書士会などの後見業務を行う法律職団体と連携しながら働きかけを行います。</p>	<p><1>成年後見制度の周知(司法・福祉・行政関係者、地域住民等を対象とした研修会の開催)</p>	<p><1>成年後見制度の周知を目的に、司法・福祉・行政関係者、地域住民を対象とした研修会を開催した。</p>	<p>成年後見制度の周知を図り、制度の利用促進と支援ができる人材を増やしていくため、司法・福祉・行政関係者、地域住民等を対象とした研修会を開催していく。</p>	長寿社会課 (再掲)
			<p><2>地域連携ネットワークの構築(司法・福祉・行政関係者による協議会の開催)</p>	<p><2>地域連携ネットワークの構築のため、県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、県社会福祉協議会、佐賀家庭裁判所、市町などの情報交換等による連携を図っている。</p>	<p>引き続き、市町を中心に、後見人を支援するため司法・福祉・行政等の関係者によるネットワークの構築を進めていく。</p>	